

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 市営住宅の設置(第3条)

第2章の2 市営住宅及び共同施設の整備基準(第3条の2—第3条の16)

第3章 市営住宅及び共同施設の管理(第4条—第41条)

第4章 社会福祉事業等への使用(第42条—第48条)

第5章 駐車場の管理(第49条—第59条)

第6章 補則(第60条—第72条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、市営住宅及び共同施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその
附帯施設で、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)の規定による国の補助に係るものをい
う。
- (2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第1条
に規定する施設をいう。
- (3) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)第1条第3号に規定する収入をい
う。
- (4) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (5) 市営住宅監理員 法第33条の規定により市長が任命する者をいう。

第2章 市営住宅の設置

(設置)

第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。

第2章の2 市営住宅及び共同施設の整備基準

(健全な地域社会の形成)

第3条の2 市営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備
しなければならない。

(良好な住居環境の確保)

第3条の3 市営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なもの
となるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第3条の4 市営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の
使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第3条の5 市営住宅及び共同施設の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公
害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買
その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第3条の6 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるとき
は、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第3条の7 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通
風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置
でなければならない。

(住宅の基準)

第3条の8 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図る
ためのものとして規則で定める措置が講じられていなければならない。ただし、法第2条第4号に規定する公営住
宅の買取り又は同条第6号に規定する公営住宅の借上げ(市営住宅の用に供することを目的として建設された住宅

及びその附帯施設の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)第2条第1項に規定する公的賃貸住宅等を買取り、又は賃借する場合にあっては、同法第6条第1項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。)に係る市営住宅については、この限りでない。

- 3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るためのものとして規則で定める措置が講じられていなければならない。ただし、前項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。
- 4 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るためのものとして規則で定める措置が講じられていなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。
- 5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるためのものとして規則で定める措置が講じられていなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。

(住戸の基準)

第3条の9 市営住宅の一戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

- 2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン放送(放送法(昭和25年法律第132号)第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。)を受信するための設備及び電話の配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。
- 3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るためのものとして規則で定める措置が講じられていなければならない。ただし、前条第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。

(住戸内の各部)

第3条の10 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるためのものとして規則で定める措置が講じられていなければならない。ただし、第3条の8第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。

(共用部分)

第3条の11 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るためのものとして規則で定める措置が講じられていなければならない。ただし、第3条の8第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。

(附帯施設)

第3条の12 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

- 2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第3条の13 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第3条の14 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第3条の15 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第3条の16 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

- 2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第3章 市営住宅及び共同施設の管理

(入居者の公募の方法)

第4条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 新聞
- (2) テレビジョン
- (3) 市庁舎その他市内の適当な場所における掲示

(4) 市の広報紙又は回覧文書

- 2 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の建設場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

第5条 市長は、法第22条第1項に規定する特別の事由に該当する者を公募によらず市営住宅に入居させることができる。

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族等(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者又は大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ若しくはファミリーシップの関係にあることを証明することができるものを保有している者を含む。以下同じ。)があること。

- (2) その者の収入がイからへまでに掲げる場合に依り、それぞれイからへまでに掲げる金額を超えないこと。

イ 入居者又は同居者に次項第2号から第4号まで、第6号又は第7号に該当する者(同項第2号に該当する者のうち、同号ロに掲げる障害の種類にあつては同号ロに定める障害の程度のうち1級又は2級に該当する程度である者に、同号ハに掲げる障害の種類にあつては同号ハに定める障害の程度のうち1級又は2級の精神障害の程度に相当する程度である者に限る。)がある場合 214,000円

ロ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者である場合 214,000円

ハ 夫婦のみの世帯であつて、夫婦の一方又は双方が39歳以下の者(以下「若者夫婦世帯」という。)である場合 214,000円

ニ 入居者若しくは同居者に妊娠している者がある又は同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある(以下「子育て世帯」という。)場合 214,000円

ホ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

ヘ イからホまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

- (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者(次条第2項において「老人等」という。)にあつては、前項第2号から第4号までに掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者

- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がイ、ロ及びハに掲げる障害の種類に依り、それぞれイ、ロ及びハに定める程度であるもの

イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

ロ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に定める程度であるもの

- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でイ又はロのいずれかに該当するもの

- イ 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- ロ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条に規定する者にあつては、第1項第3号及び第4号に掲げる条件を具備する者でなければならない。
(入居者資格の特例)
- 第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号(同項第4号を除く。)に掲げる条件を具備する者とみなす。
- 2 前条第1項第2号ホに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあつては、同項第2号から第4号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。
(入居の申込み及び決定)
- 第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。
- 2 市長は、入居の申込みをした者が第6条第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し、通知するものとする。
- 4 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。
(入居者の選考)
- 第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号の一に該当する者のうちから行う。
- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族等と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。
- 3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。
- 4 市長は、第1項各号に規定する者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を扶養している配偶者のない者、若者夫婦世帯、子育て世帯、引揚者又は規則で定める要件を備えている老人、心身障害者(現に同居し、又は同居しようとする親族等が心身障害者である者を含む。)、配偶者等からの暴力の被害者、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等(配偶者等からの暴力の被害者を除く。)若しくは低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。
(入居補欠者)
- 第10条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて、入居補欠者を決定することができる。
- 2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。
(住宅入居の手続)
- 第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 入居決定者と連帯保証人の連署する賃貸借契約を締結すること。その際、連帯保証人の承諾書を添付すること。
 - (2) 入居決定者が家賃債務保証業者(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第20条第2項に規定する家賃債務保証業者をいう。以下同じ。)のうち市長が指名するものと家賃に関する保証委託契約(入居決定者が、家賃債務保証業者に対し当該入居決定者の家賃債務(同項に規定する家賃債務をいう。)を保証することを委託する契約をいう。以下同じ。)を締結する場合は、前号の規定にかかわらず、当該契約を締結した上で、入居決定者の署名する賃貸借契約を締結すること。
 - (3) 第18条の規定により敷金を納付すること。
- 2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。
 - 3 市長は、特別の事情があると認められる者に対しては、第1項第1号の規定による賃貸借契約書への連帯保証人の署名又は第1項第2号の規定による家賃債務保証業者との家賃に関する保証委託契約の締結を必要としないこととすることができる。
 - 4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。
 - 5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して、速やかに、市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。
 - 6 市営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から5日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。
(同居の承認)
- 第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に、同居した親族等以外の者を同居させようとするときは、省令第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。
- 2 市長は、前項の規定により同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。
(入居の承継)
- 第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。
- 2 市長は、前項の規定により引き続き居住を希望する者(同居する者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。
(家賃の決定)
- 第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。
- 2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。
 - 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により算出した額とする。
 - 4 市長は、市営住宅の入居者(法第16条第4項に規定する公営住宅の入居者に該当する者に限る。)が次条第1項の規定による収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。
(収入の申告等)
- 第15条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。
- 2 前項に規定する収入の申告は、省令第7条に規定する方法によるものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による収入の申告又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第9条で定める方法により把握した入居者の収入に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。
 - 4 入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。
(家賃の減免又は徴収猶予)
- 第16条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
 - (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
 - (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
 - (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

- 第17条 市長は、入居者から第11条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項による明渡しの請求のあったときは、明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。
- 2 入居者は、毎月25日(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。
- 4 入居者が第40条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(督促及び遅延損害金の徴収)

- 第17条の2 市長は、大船渡市債権管理条例(令和5年大船渡市条例第1号)の定めるところにより、家賃の督促及び遅延損害金の徴収を行うものとする。

(敷金)

- 第18条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。
- 2 市長は、第16条第1項各号に掲げる特別の事情がある場合又は第38条若しくは第39条の規定に該当する場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。
- 4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
- 5 敷金には利子をつけない。

(敷金の運用等)

- 第19条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。
- 2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

- 第20条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、市の負担とする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上市営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。
- 3 入居者の責めに帰すべき事由によって市営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、第1項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

- 第21条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
- (3) 共同施設又は給水施設及び污水处理施設の使用又は維持、運営に要する費用
- (4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(入居者の保管義務等)

- 第22条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

- 第23条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

- 第24条 入居者が市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

- 第25条 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

- 第26条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

- 第27条 入居者は、市営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 市長は、[前項](#)の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。
 - 3 [第1項](#)の承認を得ずに市営住宅を模様替し、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。
(収入超過者等に関する認定)
- 第28条 市長は、毎年度、[第15条第3項](#)の規定により認定した入居者の収入の額が[第6条第1項第2号](#)の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。
- 2 市長は、[第15条第3項](#)の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き[政令第9条](#)に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。
 - 3 入居者は、[前2項](#)の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。
(明渡努力義務)
- 第29条 収入超過者は、市営住宅を明け渡すよう努めなければならない。
(収入超過者に対する家賃)
- 第30条 [第28条第1項](#)の規定により収入超過者と認定された入居者は、[第14条第1項](#)及び[第4項](#)の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、[次項](#)に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。
- 2 市長は、[前項](#)に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で[政令第8条第2項](#)又は[第3項](#)に規定する方法によらなければならない。
 - 3 [第16条](#)、[第17条](#)及び[第17条の2](#)の規定は、[第1項](#)の家賃について準用する。
(高額所得者に対する明渡請求)
- 第31条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。
- 2 [前項](#)の期限は、[同項](#)の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。
 - 3 [第1項](#)の規定による請求を受けた者は、[同項](#)の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。
 - 4 市長は、[第1項](#)の規定による請求を受けた者が[次の各号](#)の一に掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しを延長することができる。
 - (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
 - (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
 - (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
 - (4) その他[前各号](#)に準ずる特別の事情があるとき。
(高額所得者に対する家賃等)
- 第32条 [第28条第2項](#)の規定により高額所得者と認定された入居者は、[第14条第1項](#)及び[第4項](#)並びに[第30条第1項](#)の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。
- 2 [前条第1項](#)の規定による請求を受けた高額所得者が[同項](#)の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、[同項](#)の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。
 - 3 [第16条](#)の規定は、[第1項](#)の家賃及び[前項](#)の金銭に、[第17条](#)及び[第17条の2](#)の規定は、[第1項](#)の家賃にそれぞれ準用する。
(住宅のあっせん等)
- 第33条 市長は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において市営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。
(期間通算)
- 第34条 市長が[第7条第1項](#)の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における[第28条](#)から[前条](#)までの規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は[法第44条第3項](#)の規定による市営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。
- 2 市長が[第37条](#)の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における[第28条](#)から[前条](#)までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営

住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。
(収入状況の報告の請求等)

第35条 市長は、[第14条第1項](#)若しくは[第4項](#)、[第30条第1項](#)若しくは[第32条第1項](#)の規定による家賃の決定、[第16条](#) ([第30条第3項](#)又は[第32条第3項](#)において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、[第18条第2項](#)の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、[第31条第1項](#)の規定による明渡しの請求、[第33条](#)の規定によるあっせん等又は[第37条](#)の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、[前項](#)に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、[前2項](#)の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
(建替事業による明渡請求等)

第36条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、[法第38条第1項](#)の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し、期限を定めてその明渡しを請求することができるものとする。

2 [前項](#)の規定による請求を受けた者は、[同項](#)の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 [前項](#)の規定は、[第32条第2項](#)の規定を準用する。この場合において、[第32条第2項](#)中「前条第1項」とあるのは「第36条第2項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第37条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき市営住宅の除却前の最終の入居者が、[法第40条第1項](#)の規定により、当該建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第38条 市長は、[前条](#)の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、[第14条第1項](#)若しくは[第4項](#)、[第30条第1項](#)又は[第32条第1項](#)の規定にかかわらず、[政令第12条](#)で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

2 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、市営住宅の入居者を仮住居として他の市営住宅に入居させる場合において、仮住居として入居する他の市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、[第14条第1項](#)若しくは[第4項](#)、[第30条第1項](#)又は[第32条第1項](#)の規定にかかわらず、当該入居者の家賃の当該超える額を減免するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第39条 市長は、[法第44条第3項](#)の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、[第14条第1項](#)若しくは[第4項](#)、[第30条第1項](#)又は[第32条第1項](#)の規定にかかわらず、[政令第12条](#)で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

第40条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、[第27条](#)の規定により市営住宅を模様替し、又は増築したときは、[前項](#)の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡請求)

第41条 市長は、入居者が[次の各号](#)の一に該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
- (5) [第12条](#)、[第13条](#)及び[第22条](#)から[第27条](#)までの規定に違反したとき。
- (6) その者又はその同居者が暴力団員であるとき。
- (7) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 [前項](#)の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、[第1項第1号](#)の規定に該当することにより[同項](#)の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行

う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

- 4 市長は、[第1項第2号](#)から[第6号](#)までの規定に該当することにより[同項](#)の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 5 市長は、市営住宅が[第1項第7号](#)の規定に該当することにより[同項](#)の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。
- 6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に[借地借家法\(平成3年法律第90号\)第34条第1項](#)の通知をすることができる。

第4章 社会福祉事業等への使用

(使用許可)

第42条 市長は、社会福祉法人及び[公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令\(平成8年厚生省・建設省令第1号\)第2条](#)に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して[同省令第1条](#)に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

- 2 市長は、[前項](#)の許可に条件を付すことができる。

(使用手続)

第43条 社会福祉法人等は、[前条](#)の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、社会福祉法人等から[前項](#)の申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに市営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知する。
- 3 社会福祉法人等は、[前項](#)の規定により、市営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに市営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第44条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

- 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、[前項](#)の規定による市長が定める額を超えてはならない。

(準用)

第45条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、[第17条](#)から[第27条](#)まで、[第36条](#)及び[第40条](#)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、[第17条](#)中「第11条第5項」とあるのは「第43条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第48条」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第46条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第47条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、[第43条第1項](#)の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに、市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第48条 市長は、[次の各号](#)の一に該当する場合において、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第5章 駐車場の管理

第49条 市営住宅の共同施設として整備された駐車場の管理は、この章に定めるところにより、行わなければならない。

(使用許可)

第50条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

(使用者の資格)

第51条 駐車場を使用する者は、[次の各号](#)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) [第41条第1項第1号](#)から[第5号](#)までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用の申込み)

第52条 前条に規定する条件を具備する者で駐車場を使用することを希望するものは、市長の定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者に対し、通知するものとする。
(使用者の決定)

第53条 市長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、特定の者に当該駐車場を使用させることができる。
(使用の開始)

第54条 第52条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から10日以内に使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。
(使用料)

第55条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。
(使用料の変更)

第56条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場について改良を施したとき。

(使用許可の取消し)

第57条 市長は、使用者が次の各号の一に該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。
- (4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 第51条に規定する使用者資格を失ったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定については、第41条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第57条第1項」と読み替えるものとする。
(自動車等の盗難等に関する免責)

第58条 市は、駐車場内における自動車等の盗難、損傷等及び人身事故等について、その責めを負わない。
(準用)

第59条 駐車場の使用については、第49条から前条までに定めるもののほか、第17条、第17条の2、第24条、第25条、第26条本文、第27条第1項本文及び第40条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

第6章 補則

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第60条 市営住宅監理員は、市長が市職員のうちから5人以内の範囲内において任命する。

- 2 市営住宅監理員は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。
- 3 市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。
- 4 市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。
- 5 前各項に規定するもののほか、市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。
(立入検査)

第61条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
(敷地の目的外使用)

第62条 市長は、市営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。

(意見聴取)

第63条 市長は、[第6条第1項第4号](#)、[第12条第2項](#)、[第13条第2項](#)及び[第41条第1項第6号](#)に該当する事由の有無について、大船渡警察署長の意見を聴くことができる。

(指定管理者による管理)

第64条 市営住宅及び共同施設の管理は、指定管理者([地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#))に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第65条 市営住宅及び共同施設の管理について、指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が定める日までに、市長に申請しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の規定による申請があったときは、次に掲げる事項に照らして指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 利用者の平等な利用が確保されること。

(2) 市営住宅及び共同施設の設置の目的が効果的かつ効率的に達成されること。

(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 市営住宅及び共同施設の管理を継続して適正かつ確実に行う物的能力及び人的能力を有していること。

(指定等の告示)

第66条 市長は、[前条第2項](#)の規定により指定管理者を指定したとき又は[地方自治法第244条の2第11項](#)の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(変更の届出)

第67条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、[前項](#)の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示するものとする。

(管理の基準)

第68条 指定管理者が行う市営住宅及び共同施設の管理の基準は、次のとおりとする。

(1) [法](#)、[地方自治法](#)、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第69条 指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 市営住宅の入居及び退去の手続に関する業務

(2) 市営住宅及び共同施設の維持管理に関する業務

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市営住宅及び共同施設の管理に関し市長が必要と認める業務

(事業報告書の提出)

第70条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、市営住宅及び共同施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において[地方自治法第244条の2第11項](#)の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日までの期間について、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況に関する事項

(2) 利用状況に関する事項

(3) 経理の状況に関する事項

(4) その他市長が必要と認める事項

(罰則)

第71条 市長は、入居者が詐欺その他不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料を科する。

(規則への委任)

第72条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、[附則第4項](#)の規定は、平成10年4月1日から施行する。

(大船渡市営住宅条例の廃止)

2 [大船渡市営住宅条例\(昭和46年大船渡市条例第13号。以下「旧条例」という。\)](#)は、廃止する。

(経過措置)

3 公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、[この条例\(以下「新条例」という。\)](#)[第4条第2](#)

項、第5条、第6条、第7条、第12条から第19条まで、第22条から第39条まで及び第41条の規定は適用せず、旧条例第4条第2項、第5条、第6条、第12条から第18条まで、第21条から第34条まで及び第36条の規定は、なおその効力を有する。

- 4 新条例の施行の日において現に市が低額所得者に賃貸をするため管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の入居者が旧条例第6条に定める条件を具備しなければならない住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設については、新条例の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設とみなして新条例の規定を適用する。
- 5 新条例第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第3項の市営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成10年3月31日以前においても、前項に規定する住宅又は施設については附則第1項ただし書の規定にかかわらず前項の規定の施行の日前においても、それぞれ新条例の例によりすることができる。
- 6 平成10年4月1日において現に附則第3項の市営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第14条又は第16条の規定による家賃の額が旧条例第13条、第14条又は第15条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第14条又は第16条の規定による家賃の額から旧条例第13条、第14条又は第15条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第13条、第14条又は第15条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第30条又は第32条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が旧条例第13条、第14条又は第15条の規定による家賃の額に旧条例第29条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第30条又は第32条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から旧条例第13条、第14条又は第15条の規定による家賃の額及び旧条例第29条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第13条、第14条又は第15条の規定による家賃の額及び旧条例第29条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

- 7 平成10年4月1日前に旧条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 8 法附則第5項の規定による貸付けを受けて建設される市営住宅に係る第2条第1号の規定の適用については、同号中「建設、買取り及び借上げ」とあるのは「建設」と、「補助」とあるのは「補助又は法附則第5項の規定による無利子貸付け」とする。
- 9 当分の間、市営住宅に係る第6条の規定の適用については、当該市営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族等がない場合においても同条第1項第1号の条件を具備する者とみなす。
- 10 三陸町の編入の日前に旧三陸町営住宅条例(平成9年三陸町条例第15号)の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
(東日本大震災の被災者等に係る収入超過者の認定等の特例)
- 11 復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第46号)による改正前の東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第20条に規定する日までの間に、同法第19条第1項に規定する罹災者公営住宅等供給事業により建設又は買取りをした市営住宅に入居を許可された者(規則で定める者を除く。)のうち、同項第2号に規定する被災者等である者(第12条の規定により入居の承継の承認を得た者で規則で定めるものを含む。)に係る第28条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「第6条第1項第2号の金額」とあるのは、「259,000円」とする。
- 12 第31条の規定は、当分の間、前項に規定する者については、これを適用しないことができる。

附 則(平成12年3月15日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年9月29日条例第19号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成12年12月26日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年11月14日条例第41号)

この条例は、平成13年11月15日から施行する。

附 則(平成14年9月25日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年2月25日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月20日条例第13号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月15日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月17日条例第7号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(大船渡市営住宅条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大船渡市営住宅条例(以下「改正後の住宅条例」という。)第41条第1項第6号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後の住宅条例第8条第2項の規定による入居の決定を受けた者、改正後の住宅条例第12条第1項の規定による同居の承認を得て同居する者及び改正後の住宅条例第13条第1項の規定による入居の承継の承認を得た者について適用する。
- 3 施行日前に第1条の規定による改正前の大船渡市営住宅条例(以下「改正前の住宅条例」という。)第8条第2項の規定による入居の決定を受けた者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、改正後の住宅条例第41条第1項の適用がある場合を除き、市長は、当該決定を受けた者に対して、市営住宅の明渡しの勧告をすることができる。
- 4 施行日前に改正前の住宅条例第8条第2項の規定による入居の決定を受けた者が暴力団員と同居していることが判明したときは、改正後の住宅条例第41条第1項の適用がある場合を除き、市長は、当該決定を受けた者に対して、当該暴力団員を退去させる措置をとることを勧告することができる。
- 5 市長は、前2項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に対して、市営住宅の明渡しを請求することができる。
- 6 前3項の規定にかかわらず、施行日前に改正前の住宅条例第8条第2項の規定による入居の決定を受けた者又はその同居者が暴力団員である場合であって、他の入居者に著しい被害が生ずるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められるときは、市長は、当該決定を受けた者に対して、市営住宅の明渡しを請求することができる。
- 7 前2項の規定による明渡しの請求については、改正後の住宅条例第41条第2項及び第4項の規定を準用する。

附 則(平成21年9月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月20日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月19日条例第4号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に市営住宅に入居している者については、この条例による改正後の大船渡市営住宅条例の相当規定により入居を認められたものとみなす。

附 則(平成24年12月18日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する市営住宅及び共同施設又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の市営住宅及び共同施設の整備基準については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月18日条例第17号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月25日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月25日条例第36号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則(平成25年12月17日条例第44号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条中大船渡市営住宅条例別表の改正規定は、公布の日から施行する。

(事前手続)

- 2 第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定による指定管理者の指定の手続及び当該指定の告示は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成26年3月18日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項第5号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年2月9日条例第1号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則(平成27年9月18日条例第37号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月15日条例第41号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則(平成28年6月21日条例第35号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則(平成29年6月20日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年9月20日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月15日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年6月25日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月17日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月19日条例第16号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月18日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月16日条例第3号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び第3条の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月21日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月15日条例第4号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月21日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月15日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月14日条例第19号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月19日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年3月17日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

名称	建設年度	構造	戸数	位置
盛中央団地	昭和59年度	耐火構造5階建	44	大船渡市盛町字馬場23番地7
宇津野沢アパート	平成26年度	耐火構造3階建	20	大船渡市盛町字宇津野沢38番地1
下館下アパート	平成28年度	耐火構造7階建	58	大船渡市盛町字下館下7番地18
地ノ森団地	昭和38年度	簡易耐火構造平家建	20	大船渡市大船渡町字富沢35番地5
赤沢アパート	平成26年度	耐火構造5階建	23	大船渡市大船渡町字赤沢72番地1
上山東アパート	平成26年度	耐火構造3階建	11	大船渡市大船渡町字上山3番地1
田中南アパート	平成24年度	耐火構造3階建	18	大船渡市大船渡町字明神前23番地5
田中東団地	平成24年度	木造2階建	12	大船渡市大船渡町字明神前16番地1
	平成25年度	木造2階建	7	大船渡市大船渡町字明神前14番地5

川原アパート	平成27年度	耐火構造3階建	29	大船渡市大船渡町字野々田27番地1
野々田アパート	平成28年度	耐火構造5階建	50	大船渡市大船渡町字野々田152番地
平団地	平成12年度	木造平家建	4	大船渡市末崎町字平林105番地1
	平成14年度	耐火構造2階建	8	大船渡市末崎町字平林107番地1
	平成26年度	耐火構造3階建	11	大船渡市末崎町字平林104番地1
平南アパート	平成27年度	耐火構造4階建	55	大船渡市末崎町字平林87番地1
泊里団地	平成27年度	木造平屋建	6	大船渡市末崎町字山根105番地7
中井団地	昭和39年度	簡易耐火構造平家建	12	大船渡市赤崎町字中井72番地15
	昭和40年度	簡易耐火構造平家建	8	大船渡市赤崎町字中井72番地18
沢田団地	昭和40年度	簡易耐火構造平家建	10	大船渡市赤崎町字沢田105番地
	昭和41年度	簡易耐火構造平家建	11	大船渡市赤崎町字沢田105番地
沢田南アパート	平成27年度	耐火構造3階建	20	大船渡市赤崎町字沢田83番地1
佐野団地	昭和43年度	簡易耐火構造平家建	20	大船渡市赤崎町字佐野36番地1
後ノ入東団地	平成24年度	木造2階建	12	大船渡市赤崎町字後ノ入44番地1
後ノ入南団地	平成27年度	木造平屋建	4	大船渡市赤崎町字後ノ入6番地22
大洞団地	平成27年度	木造2階建	7	大船渡市赤崎町字大洞124番地1
	平成27年度	木造平屋建	2	大船渡市赤崎町字大洞124番地1
山口西アパート	平成27年度	耐火構造3階建	13	大船渡市赤崎町字山口34番地2
蛸ノ浦アパート	平成27年度	耐火構造3階建	14	大船渡市赤崎町字鳥沢37番地3
長谷堂東団地	平成26年度	耐火構造3階建	53	大船渡市猪川町字長谷堂73番地1
堀之内団地	昭和48年度	簡易耐火構造平家建	12	大船渡市立根町字堀之内21番地3
	昭和49年度	簡易耐火構造平家建	12	大船渡市立根町字堀之内20番地4
	昭和51年度	簡易耐火構造平家建	12	大船渡市立根町字堀之内18番地1
菅生団地	昭和42年度	簡易耐火構造平家建	20	大船渡市立根町字中野46番地6
	昭和47年度	簡易耐火構造平家建	8	大船渡市立根町字中野45番地5
下欠東アパート	平成26年度	耐火構造3階建	33	大船渡市立根町字下欠1番地7
桑原団地	昭和52年度	簡易耐火構造平家建	12	大船渡市立根町字桑原44番地
関谷団地	昭和53年度	簡易耐火構造平家建	12	大船渡市立根町字関谷20番地1
	昭和54年度	簡易耐火構造平家建	12	大船渡市立根町字関谷20番地1
	平成6年度	耐火構造2階建	4	大船渡市立根町字関谷22番地1
	平成8年度	耐火構造3階建	18	大船渡市立根町字関谷22番地1
長安寺団地	昭和44年度	簡易耐火構造平家建	12	大船渡市日頃市町字沼川16番地1
	昭和45年度	簡易耐火構造平家建	8	大船渡市日頃市町字沼川16番地1
	昭和46年度	簡易耐火構造平家建	12	大船渡市日頃市町字沼川16番地1
所通団地	平成4年度	木造平家建	4	大船渡市三陸町越喜来字所通107番地
	平成5年度	木造平家建	5	大船渡市三陸町越喜来字所通107番地
	平成6年度	木造平家建	5	大船渡市三陸町越喜来字所通107番地
所通東アパート	平成27年度	耐火構造3階建	20	大船渡市三陸町越喜来字所通27番地5
杉下団地	平成27年度	木造平屋建	9	大船渡市三陸町越喜来字杉下138番地2
崎浜団地	平成27年度	木造平屋建	8	大船渡市三陸町越喜来字仲崎浜121番地1
横石団地	平成7年度	木造2階建	4	大船渡市三陸町吉浜字横石212番地
	平成8年度	木造2階建	4	大船渡市三陸町吉浜字横石212番地
野形団地	平成10年度	木造平家建	5	大船渡市三陸町綾里字坂本31番地
	平成11年度	木造2階建	5	大船渡市三陸町綾里字坂本32番地
清水アパート	平成26年度	耐火構造3階建	30	大船渡市三陸町綾里字清水54番地4

(趣旨)

第1条 この規則は、大船渡市営住宅条例(平成9年大船渡市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(住宅の基準)

第1条の2 条例第3条の8第2項の規則で定める措置は、住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(これにより難しい場合にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。)第5の5の5—1(3)の等級4の基準)を満たすこととなる措置及び気候風土、高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置(敷地内に設置した太陽光発電設備の活用を含む。)を行う措置とする。ただし、これにより難しい場合は、評価方法基準第5の5の5—1(3)の等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

第1条の3 条例第3条の8第3項の規則で定める措置は、住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8—1(3)イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8—1(3)ロ①cの基準(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第5の8の8—1(3)ロ①dの基準)及び評価方法基準第5の8の8—4(3)の等級2の基準を満たすこととなる措置とする。

第1条の4 条例第3条の8第4項の規則で定める措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3—1(3)の等級3の基準(木造の住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3—1(3)の等級2の基準)を満たすこととなる措置とする。

第1条の5 条例第3条の8第5項の規則で定める措置は、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4—1(3)及び4—2(3)の等級2の基準を満たすこととなる措置とする。

(住戸の基準)

第1条の6 条例第3条の9第3項の規則で定める措置は、市営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6—1(2)イ②の特定建材を使用する場合にあっては、評価方法基準第5の6の6—1(3)ロの等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

(住戸内の各部)

第1条の7 条例第3条の10の規則で定める措置は、住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9—1(3)の等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

(共用部分)

第1条の8 条例第3条の11の規則で定める措置は、市営住宅の通行の用に供する共用部分が評価方法基準第5の9の9—2(3)の等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

(入居の申込み)

第2条 条例第8条第1項の規定により市営住宅に入居しようとする者は、市営住宅入居申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住民票抄本又は謄本

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族等(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者又は大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ若しくはファミリーシップの関係にあることを証明することができるものを保有している者を含む。)

については、入居申込者との関係を証明する書類

(3) 条例第6条第3項に該当する者にあっては、前2号に掲げる書類に代えて、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者 罹災を証明する書類

イ 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条に規定する者 平成23年3月11日において同法第39条第1項に規定する避難指示区域に存する住宅に居住していたことを証明する書類

(4) その他入居者の資格条件を証明するため、市長が特に必要と認めた書類

(入居の決定)

第3条 市長は、条例第8条第2項の規定により入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し、市営住宅入居決定書(様式第2号)により通知するものとする。

(優先的に入居させることができる老人等の要件)

第4条 条例第9条第4項に規定する老人、心身障害者、配偶者等からの暴力の被害者、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等(以下「犯罪被害者等」という。)又は低額所得者の要件は、次のとおりとする。

(1) 老人 60歳以上の者であって、条例第6条第1号の親族等がないもの又は当該親族等のすべてが次のいずれかに該当するものであること。

ア 配偶者

- イ 60歳以上の者
 - ウ 次号に規定する心身障害者
- (2) 心身障害者 次のいずれかに該当する者であること。
- ア 戦傷病者にあつては、条例第6条第2項第3号に該当する者
 - イ 戦傷病者以外の身体に障害のある者にあつては、条例第6条第2項第2号イに該当する者
 - ウ 知的障害者等の精神障害を有する者にあつては、知的障害の程度が児童相談所の長、知的障害者更生相談所の長、精神保健福祉センターの長若しくは精神科の診療の経験を有する医師により、重度又は中度の知的障害者と判定された者及び知的障害者以外の者で重度又は中度の知的障害者と同程度の精神障害を有していると判定されたもの
- (3) 配偶者等からの暴力の被害者 次のいずれかに該当する者であること。
- ア 条例第6条第2項第8号に該当する者
 - イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を理由として児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項本文の規定による保護を受けた者であつて、当該保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項の女性相談支援センター、配偶者暴力防止等法第3条第1項の配偶者暴力相談支援センターその他の配偶者からの暴力の被害者の保護等に関する業務を行う機関により配偶者からの暴力を理由に避難していることの証明又は確認を受けている者
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当することにより現在の住宅に居住し続けることが困難となったことが客観的に証明されるものであること。
- ア 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等(以下「犯罪等」という。)により収入が減少したこと。
 - イ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたこと。
- (5) 低額所得者 収入が生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める生活保護基準以下の者又はそれ以上の収入があつても市長が特に認めた者
- (入居の手続)

第5条 入居決定者は、条例第11条第1項第1号の規定による入居の手続をする場合は、賃貸借契約書(様式第3号)を取り交わすとともに、同条第3項に規定する特別な事情があると認められる者を除き、連帯保証人の承諾書(様式第4号)に連帯保証人の印鑑登録証明書及び収入の額を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 入居決定者は、条例第11条第1項第2号の規定による入居の手続をする場合は、次条及び第7条の規定にかかわらず、賃貸借契約書(様式第3号の2)を取り交わすとともに、同条第3項に規定する特別な事情があると認められる者を除き、家賃債務保証業者(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第20条第2項に規定する家賃債務保証業者をいう。以下同じ。))のうち市長が指定するものと家賃に関する保証委託契約(入居決定者が、家賃債務保証業者に対し当該入居決定者の家賃債務(同項に規定する家賃債務をいう。))を保証することを委託する契約をいう。)を締結したことを証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 連帯保証人は、市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認めるものでなければならない。ただし、市長が特に認めた者の連帯保証人にあつては、市内に居住していることを要しない。

2 連帯保証人が保証する債務の極度額は、連帯保証人となる時点の家賃の25月分に相当する金額とする。

3 市長は、連帯保証人から請求があつた場合は、入居者の債務について、不履行の有無その他の民法(明治29年法律第89号)第458条の2に定める事項に関する情報を提供しなければならない。

(連帯保証人の変更)

第7条 入居者は、連帯保証人に次の各号の一に該当する事実が生じた場合は、連帯保証人変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を得て、連帯保証人の請書(様式第6号)を提出しなければならない。

- (1) 市外に住所を移転し、又は住所が不明になったとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 保証能力を著しく減少させるような事態が発生したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 連帯保証人が前条第2項の極度額まで保証したとき。
- (6) その他連帯保証人を変更しなければならない事由が生じたとき。

2 前項の請書には、連帯保証人の印鑑登録証明書及び収入の額を証明する書類を添えなければならない。

(入居可能日の通知)

第8条 条例第11条第5項の規定による入居可能日の通知は、市営住宅入居可能日指定通知書(様式第7号)によるものとする。

(同居の承認)

第9条 [条例第12条](#)の規定により入居者が同居した親族等以外の者を同居させようとするときは、市営住宅同居承認申請書([様式第8号](#))を市長に提出しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の承認をしたときは、入居者に対し、市営住宅同居承認書([様式第9号](#))を交付するものとする。
(入居の承継の承認)

第10条 [条例第13条](#)の規定により入居の承継を希望する者は、承継事由発生後、速やかに、市営住宅入居承継申請書([様式第10号](#))を市長に提出しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の承認をしたときは、申請者に対し、市営住宅入居承継承認書([様式第11号](#))を交付するものとする。
(入居者の収入申告)

第11条 [条例第15条第1項](#)に規定する収入の申告は、入居者収入申告書([様式第12号](#))に収入の額を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、[公営住宅法施行規則\(昭和26年建設省令第19号\)第7条第2項ただし書](#)の規定に該当する場合は、収入の額を証明する書類を添えることを省略することができる。

2 [前項](#)の収入の申告は、前年中の収入について、毎年7月末日までに行わなければならない。

3 市長は、入居者収入申告書に基づき収入の額を認定した場合は、入居者に対し、入居者収入認定(家賃決定)通知書([様式第13号](#))により通知するものとする。
(家賃の減免基準等)

第12条 [条例第16条](#)の規定による家賃の減免は、次に掲げる表の左欄各号に定める区分に応じた表の右欄の額の範囲内において行うものとし、その減免期間は1年以内とする。

減免対象となる者の収入その他の状況	減免の範囲
(1) 条例第16条第1項第1号 該当 ア 生活保護法 による保護を受けている場合 イ 収入(生活保護法 に基づいて認定した収入をいう。以下この条において同じ。)が失職その他の事情により、引き続き6月以上減少し、かつ、 生活保護法 による保護基準月額(以下「基準額」という。)以下の場合 ウ 収入が失職その他の事情により、引き続き6月以上減少し、かつ、基準額を超え、その超えた額が家賃額に満たない場合	生活保護法 による住宅扶助基準月額までの減額免除 基準額を超えた額までの減額
(2) 条例第16条第1項第2号 該当 入居者又は同居者が疾病にかかり、収入から医療費を控除した額が基準額以下であり、かつ、その状況が6月以上継続する場合	市長が療養に要すると認定した費用額を収入から控除した額を収入とみなし、第1号イ又はウの場合に準じ、免除又は基準額を超えた額までの減額
(3) 条例第16条第1項第3号 該当 災害により容易に回復しがたい損害を受けたと市長が認めた場合	市長が認定した損害を収入から控除した額を収入とみなし、第1号イ又はウの場合に準じ、免除又は基準額を超えた額までの減免
(4) 条例第16条第1項第4号 該当 その他前3号左欄に準ずる特別の事情があると市長が認めた場合	前3号左欄に定める区分に応ずる右欄の減免の範囲に準じ、市長が定める額までの減額

(減免又は徴収猶予の申請)

第13条 [条例第16条](#)の規定による家賃の減免若しくは徴収猶予又は[条例第18条](#)の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃・敷金減免・徴収猶予申請書([様式第14号](#))を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、[前項](#)の承認をしたときは、市営住宅家賃・敷金減免・徴収猶予承認書([様式第15号](#))を交付するものとする。
(修繕費用の負担)

第13条の2 [条例第20条第1項](#)の規定による入居者が負担する修繕に要する費用は、畳の表替え、破損ガラスの取替え、ふすまの張り替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用とする。
(不在の届出)

第14条 [条例第24条](#)の規定により市営住宅を引き続き15日以上使用しない者は、市営住宅不在届出書([様式第16号](#))を市長に提出しなければならない。
(用途変更等の承認)

第15条 [条例第26条](#)の規定により市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用する場合又は[条例第27条第1項](#)の規定により市営住宅を模様替し、若しくは増築する場合の承認を得ようとする者は、市営住宅用途変更(模様替・増築)承認申請書([様式第17号](#))を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、市営住宅の用途変更等の承認をする場合は、次に掲げる基準によるものとする。
- (1) 建築物の延べ床面積は、10平方メートル以内であること。
 - (2) 軽易な材料を使用し、原状回復又は撤去が容易なものであること。
 - (3) その他市営住宅の管理に支障をきたさないものであること。
- 3 市長は、第1項の承認をしたときは、市営住宅用途変更(模様替・増築)承認書(様式第18号)を交付するものとする。
- (入居者の収入超過等の通知)

第16条 条例第28条第1項に規定する収入超過者の認定通知及び同条第2項に規定する高額所得者の認定通知は、収入超過(高額所得)者認定通知書(様式第19号)によるものとする。

(高額所得者に対する明渡請求)

第17条 条例第31条第1項の規定による高額所得者に対する明渡請求は、高額所得者市営住宅明渡請求書(様式第20号)によるものとする。

(高額所得者に対する明渡期限の延長)

第18条 前条の規定による明渡請求を受けた者で条例第31条第4項の規定により明渡期限の延長を申し出るものは、明渡期限延長申請書(様式第21号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、高額所得者明渡期限延長承認書(様式第22号)を交付するものとする。

(市営住宅の明渡し等)

第19条 入居者は、条例第40条第1項の規定により市営住宅を明け渡そうとするときは、市営住宅明渡届(様式第23号)を市長に提出しなければならない。

2 入居者は、条例第18条第4項の規定により敷金の還付を受けようとするときは、条例第40条第1項の規定により検査を受けた後、敷金還付請求書(様式第24号)を市長に提出しなければならない。

(社会福祉事業等への使用)

第20条 条例第43条第1項の規定により市営住宅の使用の許可を受けようとする社会福祉法人等は、市営住宅使用許可申請書(様式第25号)を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、市営住宅使用許可通知書(様式第26号)により、承認をしない場合には市営住宅使用不許可通知書(様式第27号)によりそれぞれ通知するものとする。

第21条 条例第44条第1項の規定による使用料の額は、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。)第2条に規定する方法により算出した額とする。この場合において、社会福祉事業等により市営住宅に入居する者を同一世帯とみなし、当該市営住宅に居住する者の収入は、同条第2項に定める表の最も低い額とする。

(準用)

第22条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第15条及び第19条を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と読み替えるものとする。

(駐車場の使用申込み)

第23条 条例第52条第1項の規定により駐車場を使用することを希望する者は、市営住宅駐車場使用許可申請書(様式第28号)に自動車検査証の写しその他市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(駐車場の使用許可)

第24条 市長は、条例第52条第2項の規定により駐車場の使用者として決定した者に対し、市営住宅駐車場使用許可書(様式第29号)を交付するものとする。

(駐車場の使用者の公開抽選)

第25条 市長は、条例第53条の規定により駐車場の使用者を選考する場合には、公開抽選により行わなければならない。

(駐車場の使用料)

第26条 条例第55条第1項に規定する駐車場の使用料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ表の右欄に掲げる算出方法により算出した額の合計額をもとに、近傍同種の駐車場の使用料を勘案した額とする。

区分	算出方法
償却費	駐車場の工事費(当該工事費のうち、国の補助に係る部分を除く。)を期間10年、利率年6パーセントで毎年元利均等に償還するものとして算出するものとする。
修繕費	駐車場の工事費に100分の1.2を乗じて得た額を年額として算出するものとする。
管理事務費	駐車場の管理に要する経費の年額により算出するものとする。

(駐車場の使用料の減免又は徴収猶予の申請)

第27条 条例第55条第2項の規定により駐車場の使用料の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅駐車場使用料減免・徴収猶予申請書(様式第30号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、市営住宅駐車場使用料減免・徴収猶予承認書(様式第31号)を交付するものとする。

(駐車場の返還)

第28条 使用者は、駐車場を返還しようとするときは、市営住宅駐車場返還届(様式第32号)を市長に提出しなければならない。

(立入検査員の証)

第29条 条例第61条第3項に規定する証票は、立入検査員の証(様式第33号)によるものとする。

(東日本大震災の被災者等に係る収入超過者の認定の特例の対象)

第30条 条例附則第11項の規則で定める者は、同項に規定する入居の許可を受けた市営住宅を返還した者(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項に規定する場合における同項の特定の者(公営住宅法施行令第5条第3号又は第4号に掲げる事由に該当する者に限る。))として条例附則第11項に規定する市営住宅に入居した者を除く。)とする。

2 条例附則第11項の規則で定めるものは、同項に規定する日までの間に同項に規定する入居を許可された者と同居し、引き続き入居する者で、復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第46号)による改正前の東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第19条第1項第2号に規定する被災者等であるものとする。

(補則)

第31条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 大船渡市営住宅条例施行規則(昭和46年大船渡市規則第14号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この規則(以下「新規則」という。)第9条から第19条までの規定は適用せず、旧規則第8条から第18条までの規定は、なおその効力を有する。
- 新規則第11条、第16条及び第17条の規定による家賃の決定に関し必要な手続及び収入超過者若しくは高額所得者の認定行為は、前項の市営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成10年3月31日以前においても、それぞれ新規則の例によりすることができる。
- 平成10年4月1日前に旧規則の規定によってした請求、手続その他の行為は、新規則の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成12年3月30日規則第5号)

- この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)による改正前の民法(以下「旧法」という。)の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法(以下「新法」という。)の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。

様式第28号(第23条関係)

様式第28号(第23条関係)

(表)

受 付 番 号	抽 選 番 号	書 類 審 査	実 態 調 査
※	※	※	※
市 営 住 宅 駐 車 場 使 用 許 可 申 請 書			
大船渡市長 様		年 月 日	
		住 所 町字 番地	
		住宅名及び住宅番号 号	
		入居者氏名 印	
		個人番号	
大船渡市営住宅条例第52条の規定により、駐車場の使用について次のとおり申請します。なお、この申請内容に虚偽の記載があるときは、使用の許可を取り消されても異議がありません。			
申込理由	自動車購入(予定)		年 月 日
自動車の使用者の氏名	入居者との続柄		
希望の保管場所(配置図)	裏面記載のとおり		区 画 番 号
登録番号	種 別	車 名	
型 式	車台番号	排気量	cc
大 き さ	長さ cm	幅 cm	高さ cm
運転免許証に関する事項	氏 名	免許証交付年月日	年 月 日 公安委員会
	免許番号 第 号	免 許 年 月 日	年 月 日 免許の種類 第1種 免許

(裏)

申請する保管場所の配置図		
		
※ 所見		
※ 申 込 者 所 有 の 確 認 運 転 免 許 証 の 確 認 正 当 入 (同) 居 者 の 確 認 家 賃 滞 納 の 有 無 自 動 車 を 保 管 で き る 駐 車 場	※ 1 検査証確認 2 非所有者 1 免許証確認 2 無免許 1 正当入 (同) 居者 2 不正入 (同) 居者 1 滞納 無 2 滞納 有 (年度 月分) 1 有 2 無	
※ その他の意見		

備考 ※欄は、記載しないこと。

様式第29号（第24条関係）

市 営 住 宅 駐 車 場 使 用 許 可 書

第 号
年 月 日

市営住宅 号
様

大船渡市長 図

下記のとおり駐車場を使用することを許可します。

記

自動車の使用者の氏名		
入居契約者との続柄		
自動車保管場所	指定駐車場の場合	大船渡市市営住宅 町字 番地
	庭前等利用の場合	大船渡市市営住宅 町字 番地 号敷地内
自動車の登録番号		
使用を許可する期間	年 月 日から返還の日まで	
使用条件	指定駐車場の場合	庭前等利用の場合
	1 駐車場を転貸しないこと。 2 他の者の駐車に支障となる物品を置かないこと。 3 駐車場の原状を変更し、又は工作物を設置しないこと。 4 自動車の駐車以外に使用しないこと。 5 登録番号が変わったときは、変更申請書を提出すること。 6 大船渡市営住宅条例及び大船渡市営住宅条例施行規則を遵守すること。	1 庭前等の構築物を移動又は撤去しないこと。 2 側溝等を破損しないこと。 3 登録番号が変わったときは、変更申請書を提出すること。 4 空地利用の場合は、使用者間で使用について調整すること。 5 大船渡市営住宅条例及び大船渡市営住宅条例施行規則を遵守すること。

様式第30号（第27条関係）

市営住宅駐車場使用料減免・徴収猶予申請書

年 月 日

大船渡市長 様

大船渡市営住宅 号

申請者（入居者） 氏名

個人番号

次のとおり駐車場使用料の減免・徴収猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

使 用 料	月 額 円		
減免・徴収猶予を受けたい期間	年 月 日から 年 月 日まで		
減 免・徴 収 の 別	減 免 徴収猶予		
自動車の使用者の氏名		入居者との続柄	
自動車の保管場所の位置			
自動車の登録番号			

様式第31号（第27条関係）

市営住宅駐車場使用料減免・徴収猶予承認書

第 号
年 月 日

様

大船渡市長 印

年 月 日付で申請のあった駐車場使用料減免・徴収猶予について、次のとおり承認します。

記

(承認事項)

減 免 額 円

減免（徴収猶予） 年 月 日から

す る 期 間 年 月 日まで

様式第32号（第28条関係）

市 営 住 宅 駐 車 場 返 還 届

年 月 日

大船渡市長様

大船渡市営住宅号
届出人（入居者）氏名 ㊤

次のとおり市営住宅駐車を返還したいので、届出します。

記

返 還 年 月 日	年 月 日
自 動 車 の 使 用 者	
自 動 車 の 保 管 場 所 の 位 置	

備考欄

○使用料（日割 有・無）
月分 円

日割計算の内訳

様式第33号（第29条関係）

(表)

第	号	立 入 検 査 員 の 証	契 印
		職 名	
		氏 名	
		年 月 日生	
上記の者は、大船渡市営住宅条例第61条の規定により市営住宅の検査を行う者であることを証明する。			
年 月 日		大船渡市長	印

備考 用紙の大きさ 縦6センチメートル 横9センチメートル

(裏)

1	この証は、市営住宅の検査を行う場合には必ず携帯し、関係人の請求があったときは提示しなければならない。
2	検査員は、住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該市営住宅の入居者の承認を得なければならない。
3	この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4	この証を紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
5	検査員を免ぜられたときは、この証を市長に返さなければならない。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、市有住宅及び共同施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、公営住宅法(昭和26年法律第193号)の規定に該当しないものをいう。
- (2) 共同施設 児童遊園、集会所その他市有住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設をいう。

(設置)

第3条 市有住宅を次のとおり設置する。

建設年度	団地名	構造別	戸数	位置
昭和59年度	盛中央	耐火構造5階建	20	大船渡市盛町字馬場23番地7

(入居者の公募)

第4条 市長は、市有住宅の入居者を公募するものとする。

2 前項の公募の方法は、大船渡市営住宅条例(平成9年大船渡市条例第1号。以下「市営住宅条例」という。)第4条に規定する入居者の公募の方法を準用する。この場合において、市営住宅条例第4条中「市営住宅」とあるのは「市有住宅」と読み替えるものとする。

(公募の例外)

第5条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由がある場合においては、市有住宅の入居が必要と認められる者を公募によらず市有住宅に入居させることができる。

- (1) 災害により住宅が滅失したとき。
- (2) 不良住宅を撤去したとき。
- (3) 市有住宅及び市営住宅の借上げに係る契約が終了したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事情があるとき。

(入居者の資格)

第6条 市有住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市営住宅条例第6条又は第7条に該当する者
- (2) 市長が特別の事情があると認めた者

(家賃の決定)

第7条 市有住宅の毎月の家賃は、毎年度、市営住宅条例第14条の規定を準用して算出した額とする。この場合において、市営住宅条例第14条中「市営住宅」とあるのは「市有住宅」と読み替えるものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第8条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(市有住宅監理員及び市有住宅管理人)

第9条 市有住宅監理員は、市長が職員のうちから5人以内の範囲内において任命する。

2 市有住宅監理員は、市有住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市有住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。

3 市長は、市有住宅監理員の職務を補助させるため、市有住宅管理人を置くことができる。

4 市有住宅管理人は、市有住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。

5 前各項に規定するもののほか、市有住宅監理員及び市有住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

第10条 市長は、市有住宅の管理上必要があると認めるときは、市有住宅監理員若しくは市長の指定した者に市有住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市有住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市有住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(準用)

第11条 前7条に定めるもののほか、市有住宅の管理については、市営住宅条例第8条から第13条まで、第15条、第17条から第33条まで、第35条(第37条の規定による市営住宅への入居の措置に係る部分を除く。)、第40条、第41条、第49条から第59条まで及び第62条から第70条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「市有住宅」と読み替えるものとする。

(罰則)

第12条 市長は、入居者が詐欺その他不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料を科する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による公募その他の必要な準備については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日において、現に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置した雇用促進住宅盛宿舎に居住していた者(以下「既存入居者」という。)が、施行日以後、盛中央団地に引き続き入居を希望する場合は、第5条第1号及び第4号の規定により、公募によらずに入居させることができる。

4 既存入居者は、施行日から起算して10年間(東日本大震災で住宅が滅失したことが当該住宅の入居の事由である者(以下「被災入居者」という。)にあっては、東日本大震災の被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅が存続する期間(以下「応急仮設住宅の存続期間」という。)を勘案して市長が別に定める期間)に限り、第6条第2号に該当する者とみなす。

5 既存入居者(被災入居者を除く。)の家賃は、施行日から起算して10年間は、第7条の規定にかかわらず、同条により算出した額又は施行日の前日に属する月において独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に納めるべき家賃の額のいずれか低い額とする。

6 第11条の規定により準用する市営住宅条例第28条の収入超過者等の認定に係る規定は、既存入居者(被災入居者を除く。)にあっては、施行日から起算して10年間、被災入居者にあっては、応急仮設住宅の存続期間を勘案して市長が別に定める期間は、適用しない。

附 則(平成25年12月17日条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。(後略)

(事前手続)

2 第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定による指定管理者の指定の手続及び当該指定の告示は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(趣旨)

第1条 この規則は、大船渡市有住宅条例(平成24年大船渡市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入居の手続)

第2条 入居決定者は、条例第11条において準用する大船渡市営住宅条例(平成9年大船渡市条例第1号。以下「市営住宅条例」という。)第11条第1項第1号の規定による入居の手続をする場合は、賃貸借契約書(様式第1号)を取り交わすとともに、条例第11条において準用する市営住宅条例第11条第3項に規定する特別な事情があると認められる者を除き、連帯保証人の承諾書(様式第2号)に連帯保証人の印鑑登録証明書及び収入の額を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 入居決定者は、条例第11条において準用する市営住宅条例第11条第1項第2号の規定による入居の手続をする場合は、次条及び第4条の規定にかかわらず、賃貸借契約書(様式第1号の2)を取り交わすとともに、条例第11条において準用する市営住宅条例第11条第3項に規定する特別な事情があると認められる者を除き、家賃債務保証業者(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第20条第2項に規定する家賃債務保証業者をいう。以下同じ。))のうち市長が指定するものと家賃に関する保証委託契約(入居決定者が、家賃債務保証業者に対し当該入居決定者の家賃債務(同項に規定する家賃債務をいう。))を保証することを委託する契約をいう。)を締結したことを証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第3条 連帯保証人は、市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認めるものでなければならない。ただし、市長が特に認めた者の連帯保証人にあっては、市内に居住していることを要しない。

2 連帯保証人が保証する債務の極度額は、連帯保証人となる時点の家賃の25月分に相当する金額とする。

3 市長は、連帯保証人から請求があった場合は、入居者の債務について、不履行の有無その他の民法(明治29年法律第89号)第458条の2に定める事項に関する情報を提供しなければならない。

(連帯保証人の変更)

第4条 入居者は、連帯保証人に次の各号の一に該当する事実が生じた場合は、連帯保証人変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を得て、連帯保証人の請書(様式第4号)を提出しなければならない。

- (1) 市外に住所を移転し、又は住所が不明になったとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 保証能力を著しく減少させるような事態が発生したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 連帯保証人が前条第2項の極度額まで保証したとき。
- (6) その他連帯保証人を変更しなければならない事由が生じたとき。

2 前項の請書には、連帯保証人の印鑑登録証明書及び収入の額を証明する書類を添えなければならない。

(家賃の減免基準等)

第5条 条例第8条の規定による家賃の減免は、次に掲げる表の左欄各号に定める区分に応じた表の右欄の額の範囲内において行うものとし、その減免期間は、1年以内とする。

減免対象となる者の収入その他の状況	減免の範囲
(1) <u>条例第8条第1項第1号</u> 該当 ア <u>生活保護法</u> による保護を受けている場合 イ 収入(<u>生活保護法</u> に基づいて認定した収入をいう。以下この条において同じ。))が失職その他の事情により、引き続き6月以上減少し、かつ、 <u>生活保護法</u> による保護基準月額(以下「基準額」という。))以下の場合 ウ 収入が失職その他の事情により、引き続き6月以上減少し、かつ、基準額を超え、その超えた額が家賃額に満たない場合	<u>生活保護法</u> による住宅扶助基準月額までの減除 基準額を超えた額までの減額
(2) <u>条例第8条第1項第2号</u> 該当 入居者又は同居者が疾病にかかり、収入から医療費を控除した額が基準額以下であり、かつ、その状況が6月以上継続する場合	市長が療養に要すると認定した費用額を収入から控除した額を収入とみなし、第1号イ又はウの場合に準じ、免除又は基準額を超えた額までの減額
(3) <u>条例第8条第1項第3号</u> 該当 災害により容易に回復しがたい損害を受けたと市長が認めた場合	市長が認定した損害を収入から控除した額を収入とみなし、第1号イ又はウの場合に準じ、免除又は基準額を超えた額までの減免

(4) 条例第8条第1項第4号該当

その他前3号左欄に準ずる特別の事情があると市長が認めた場合

前3号左欄に定める区分に応ずる右欄の減免の範囲に準じ、市長が定める額までの減額

2 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者が入居する場合における家賃又は敷金の免除については、次に掲げるところによる。

(1) 家賃 入居の日から1年間は、免除

(2) 敷金 免除

(減免又は徴収猶予の申請)

第6条 条例第8条の規定による家賃の減免若しくは徴収猶予又は条例第11条において準用する市営住宅条例第18条の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予を受けようとする者は、市有住宅家賃・敷金減免・徴収猶予申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、市有住宅家賃・敷金減免・徴収猶予承認書(様式第6号)を交付するものとする。

(立入検査員の証)

第7条 条例第10条第3項に規定する証票は、立入検査員の証(様式第7号)によるものとする。

(準用)

第8条 前6条に定めるもののほか、条例の施行に関しては、大船渡市営住宅条例施行規則(平成9年大船渡市規則第2号。以下「市営住宅条例施行規則」という。)第2条から第4条まで、第8条から第11条まで、第13条の2から第19条まで及び第23条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「市有住宅」と読み替えるものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(被災入居者に係る特例)

2 条例附則第4項に規定する被災入居者(以下「被災入居者」という。)は、条例第11条において準用する市営住宅条例第11条第3項に規定する特別な事情があると認められる者とする。

3 被災入居者に係る家賃又は敷金の免除については、次に掲げるところによる。

(1) 家賃 東日本大震災の被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅が存続する期間を勘案して市長が定める期間は、免除

(2) 敷金 免除

附 則(平成27年12月28日規則第72号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(令和2年3月19日規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に締結された保証契約に係る保証債務については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月15日規則第11号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月14日規則第13号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

賃 貸 借 契 約 書

市有住宅の賃貸借について、賃貸人大船渡市（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

記

(契約の締結)

第1条 甲は、その所有する次の市有住宅（以下「住宅」という。）を乙に賃貸する。

住 宅 の 所 在 地	大船渡市	町字	番地
団地名及び住宅番号	大船渡市有住宅	団地 第	号

(使用目的)

第2条 乙は、居住のみを目的として住宅を使用しなければならない。

(家賃)

第3条 乙は、大船渡市有住宅条例（以下「条例」という。）第7条の規定により決定された家賃を甲に支払わなければならない。

- 2 家賃は、条例第11条において準用する大船渡市営住宅条例（以下「市営住宅条例」という。）第15条の規定により認定された収入で年度ごとに決定するものとする。
- 3 乙は、前項の家賃を毎月25日までに、甲の発行する納入通知書により、指定金融機関又は収納代理金融機関に納入しなければならない。
- 4 使用期間が1月に満たないときの家賃は、条例第11条において準用する市営住宅条例第17条の規定により日割計算とする。

(敷金)

第4条 甲は、本契約から生じる債務の担保として、入居時における家賃の3月分を敷金として乙から徴収することとする。（条例第11条において準用する市営住宅条例第18条第2項に該当する者を除く。）

- 2 乙が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、甲は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、乙は甲に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 敷金には利子をつけない。

(禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、甲の承認なしに次の行為を行ってはならない。

(1) 住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡すること。

(2) 住宅に他の者を同居させること。

(3) 住宅を他の用途に使用すること。

(4) 住宅を増築し、模様替し、その他原状を変更しようとすること。

(修繕)

第6条 畳の表替え、破損ガラスの取替え、ふすまの張り替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は乙の負担とする。

2 前項以外の箇所でも、乙の責めに帰する事由によって生じた修繕は、甲の選択に従い、乙が費用を負担して修繕するものとする。

(入居者の費用負担義務)

第7条 次に掲げる費用は、乙の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びごみの処理に要する費用

(3) 共同施設、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用

(入居者の保管義務)

第8条 乙は、住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 乙の責めに帰すべき理由により、住宅又は共同施設が滅失又は毀損したときは、乙が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

3 乙は、甲の許可なく住宅内において犬猫等の動物の飼育をしてはならない。

4 乙は、住宅内及びその敷地内において犬猫等の動物の餌付けをしてはならない。

(長期未使用期間の届出)

第9条 乙は、住宅を引き続き15日以上使用しないときは、条例第11条において準用する市営住宅条例第24条の規定により甲に届出をするものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙に対し、当該住宅の明渡しを請求する。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 正当な理由によらないで家賃等を3月以上滞納したとき。
- (3) 住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。
- (5) その者又はその同居者が暴力団員であるとき。
- (6) 甲の許可なく住宅内において犬猫等の動物の飼育をしたとき。
- (7) 住宅内及びその敷地内において犬猫等の動物の餌付けをしたとき。
- (8) その他本契約条項及び条例に違反したとき。

2 乙は、前項の規定により明渡しの請求を受けたときは、速やかに、甲に明け渡すものとし、条例第11条において準用する市営住宅条例第41条の定めるところにより明渡しの請求を受けた日の翌日から明け渡した日までの期間の近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める金銭を支払わなければならない。

(明渡し)

第11条 乙は、契約を解除し、住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに甲に届けて検査を受けるものとする。

- 2 乙は、前項の検査を受けるときまでに、甲の承認を得て行った増築等は、乙の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。
- 3 乙は、住宅を明け渡すときには、畳の表替え、ふすまの張り替え及び障子の張り替えを乙の費用で行わなければならない。

(立入り)

第12条 甲は、住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、住宅内に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、住宅内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

(連帯保証人)

第13条 連帯保証人は、乙がこの契約により甲に対して負担する一切の債務につき、極度額の範囲内で乙と連帯して履行の責めを負うものとする。

2 前項の極度額は、連帯保証人となる時点における乙の家賃の25月分とする。

3 甲は、連帯保証人から請求があった場合は、乙の債務について、不履行の有無その他の民法（明治29年法律第89号）第458条の2に定める事項に関する情報を提供しなければならない。

4 連帯保証人に対する履行の請求は、乙に対してもその効力を生ずるものとする。

5 乙は、連帯保証人が次の各号の一に該当する事実が発生した場合、直ちに甲に届けて、連帯保証人の変更手続をするものとする。

(1) 市外に住所を移転し、又は住所が不明になったとき。

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 保証能力を著しく減少させるような事態が発生したとき。

(4) 死亡したとき。

(5) 連帯保証人が第2項の極度額まで保証したとき。

(法令遵守)

第14条 甲及び乙は、大船渡市有住宅条例及び大船渡市有住宅条例施行規則を遵守するものとする。

(協議)

第15条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 大船渡市長 印

乙 住 所
氏 名 印

連帯保証人 住 所
氏 名 印

様式第1号の2（第2条関係）
賃 貸 借 契 約 書

市有住宅の賃貸借について、賃貸人大船渡市（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

記

（契約の締結）

第1条 甲は、その所有する次の市有住宅（以下「住宅」という。）を乙に賃貸する。

住 宅 の 所 在 地	大船渡市	町字	番地
団地名及び住宅番号	大船渡市有住宅	団地 第	号

（使用目的）

第2条 乙は、居住のみを目的として住宅を使用しなければならない。

（家賃）

第3条 乙は、大船渡市有住宅条例（以下「条例」という。）第7条の規定により決定された家賃を甲に支払わなければならない。

- 2 家賃は、条例第11条において準用する大船渡市営住宅条例（以下「市営住宅条例」という。）第15条の規定により認定された収入で年度ごとに決定するものとする。
- 3 乙は、前項の家賃を毎月25日までに、甲の発行する納入通知書により、指定金融機関又は収納代理金融機関に納入しなければならない。
- 4 使用期間が1月に満たないときの家賃は、条例第11条において準用する市営住宅条例第17条の規定により日割計算とする。

（敷金）

第4条 甲は、本契約から生じる債務の担保として、入居時における家賃の3月分を敷金として乙から徴収することとする。（条例第11条において準用する市営住宅条例第18条第2項に該当する者を除く。）

- 2 乙が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、甲は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、乙は甲に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 敷金には利子をつけない。

(禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、甲の承認なしに次の行為を行ってはならない。

(1) 住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡すること。

(2) 住宅に他の者を同居させること。

(3) 住宅を他の用途に使用すること。

(4) 住宅を増築し、模様替し、その他原状を変更しようとすること。

(修繕)

第6条 畳の表替え、破損ガラスの取替え、ふすまの張り替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は乙の負担とする。

2 前項以外の箇所でも、乙の責めに帰する事由によって生じた修繕は、甲の選択に従い、乙が費用を負担して修繕するものとする。

(入居者の費用負担義務)

第7条 次に掲げる費用は、乙の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びごみの処理に要する費用

(3) 共同施設、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用

(入居者の保管義務)

第8条 乙は、住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 乙の責めに帰すべき理由により、住宅又は共同施設が滅失又は毀損したときは、乙が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

3 乙は、甲の許可なく住宅内において犬猫等の動物の飼育をしてはならない。

4 乙は、住宅内及びその敷地内において犬猫等の動物の餌付けをしてはならない。

(長期未使用期間の届出)

第9条 乙は、住宅を引き続き15日以上使用しないときは、条例第11条において準用する市営住宅条例第24条の規定により甲に届出をするものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙に対し、当該住宅の明渡しを請求する。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 正当な理由によらないで家賃等を3月以上滞納したとき。
- (3) 住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。
- (5) その者又はその同居者が暴力団員であるとき。
- (6) 甲の許可なく住宅内において犬猫等の動物の飼育をしたとき。
- (7) 住宅内及びその敷地内において犬猫等の動物の餌付けをしたとき。
- (8) その他本契約条項及び条例に違反したとき。

2 乙は、前項の規定により明渡しの請求を受けたときは、速やかに、甲に明け渡すものとし、条例第11条において準用する市営住宅条例第41条の定めるところにより明渡しの請求を受けた日の翌日から明け渡した日までの期間の近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める金銭を支払わなければならない。

(明渡し)

第11条 乙は、契約を解除し、住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに甲に届けて検査を受けるものとする。

- 2 乙は、前項の検査を受けるときまでに、甲の承認を得て行った増築等は、乙の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。
- 3 乙は、住宅を明け渡すときには、畳の表替え、ふすまの張り替え及び障子の張り替えを乙の費用で行わなければならない。

(立入り)

第12条 甲は、住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、住宅内に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、住宅内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

(法令遵守)

第13条 甲及び乙は、大船渡市営住宅条例及び大船渡市営住宅条例施行規則を遵守するものとする。

(協議)

第14条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 大船渡市長 印

乙 住 所
氏 名 印

様式第2号（第2条関係）

連 帯 保 証 人 の 承 諾 書

大船渡市長 様

今般 　　が市有住宅に入居するに際して、私が同人の連帯保証人になることを承諾し、万一本人において家賃の滞納その他契約不履行がある場合は、本承諾時の家賃の25月分の範囲内で、私が直ちに弁済します。

年 月 日

住所 大船渡市

氏名 ㊦

電話番号

勤務先

入居者との関係

(注) 連帯保証人の印鑑登録証明書及び過去1年間の収入の額を証明する書類を添付して下さい。

様式第3号（第4条関係）

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

大船渡市長 様

市有住宅 団地 第 号

申請者（入居者）氏名 ㊞

連帯保証人を次のとおり変更したいので申請します。

記

現連帯保証人	住 所	大船渡市		
	氏 名			
新連帯保証人	住 所	大船渡市		
	氏 名		電話番号	
	勤務先		入居者との関係	
変更の理由				

私は、現連帯保証人にかわって連帯保証人となることを承諾します。

年 月 日

連帯保証人氏名 ㊞

様式第4号(第4条関係)

連 帯 保 証 人 の 請 書

年 月 日

大船渡市長 様

連帶保証人

住所 大船渡市

氏名 ㊟

記

団地名・住宅番号	市有住宅	団地 第	号
住 宅 の 所 在 地	大船渡市		
入 居 者 氏 名			

上記住宅入居者の連帯保証人として賃貸借契約の規定事項及び次の条件を誠実に
厳守し、義務を履行することをお請けします。

- 1 入居者とともに連帯責任を有することを承認し、万一家賃の滞納その他契約不履行がある場合は、本承認時の家賃の25月分の範囲内で、直ちに弁済すること。
- 2 公営住宅法、大船渡市有住宅条例等の規定を厳守すること。

(注) 連帯保証人の印鑑登録証明書及び過去1年間の収入の額を証明する書類を添付して下さい。

様式第5号(第6条関係)

市有住宅家賃・敷金減免・徴収猶予申請書

年 月 日

大船渡市長 様

市有住宅 団地 第 号

申請者(入居者)氏名

個人番号

次のとおり家賃・敷金減免・徴収猶予を受けたいので申請します。

記

家賃(敷金)	月額 円(敷金 円)
減免・徴収猶予を受けたい期間	年 月 日から 年 月 日まで
減免・免除・徴収の別	減免 免除 徴収猶予

理由(事実を証明する書類を添付して下さい。)

様式第 6 号（第 6 条関係）

市有住宅家賃・敷金減免・徴収猶予承認書

第 号
年 月 日

様

大船渡市長 印

年 月 日付で申請のあった家賃・敷金減免・徴収猶予について、次のとおり承認します。

記

(承認事項)

減 免 率	規則第 5 条第 項第 号
現 行 家 賃 月 額	円
減 免 家 賃 月 額	円
納入決定家賃月額	円
敷 金 免 除	円
減免（徴収猶予）	年 月 日から
す る 期 間	年 月 日まで

様式第7号（第7条関係）

(表)

第	号	立入検査員の証	契印
		職名	
		氏名	
		年 月 日生	
上記の者は、大船渡市有住宅条例第10条の規定により市有住宅の検査を行う者であることを証明する。			
		年 月 日	
大船渡市長			印

備考 用紙の大きさ 縦6センチメートル 横9センチメートル

(裏)

1	この証は、市有住宅の検査を行う場合には必ず携帯し、関係人の請求があったときは提示しなければならない。
2	検査員は、住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該市有住宅の入居者の承認を得なければならない。
3	この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4	この証を紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
5	検査員を免ぜられたときは、この証を市長に返さなければならない。

(趣旨)

第1条 この条例は、特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定公共賃貸住宅 市が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「法」という。)第18条第1項の規定により建設した賃貸住宅をいう。
- (2) 共同施設 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第1条に規定する共同施設をいう。
- (3) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を合併して処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水1リットルにつきBOD20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (4) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第1条第3号に規定する所得をいう。

(設置)

第3条 特定公共賃貸住宅を別表のとおり設置する。

(入居者の公募の方法)

第4条 市長は、特定公共賃貸住宅の入居者を次の各号に掲げる方法のうちから2以上の方法によって公募するものとする。

- (1) 新聞
- (2) テレビジョン
- (3) 市庁舎その他市内の適当な場所における掲示
- (4) 市の広報紙又は回覧文書

2 前項の公募に当たっては、公募の住宅が特定公共賃貸住宅であること、住宅の所在地、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

第5条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、次条第2号に掲げる者については、公募を行わず特定公共賃貸住宅に入居させることができる。

(入居者の資格)

第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 所得が規則で定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族等(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者、大船渡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づき交付されたパートナーシップ若しくはファミリーシップの関係にあることを証明することができるものを保有している者又は里子(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。)を含む。以下同じ。)があるもの
- (2) 災害、不良住宅の撤去その他の特別な事情がある場合において、特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として市長が認めるもの(所得が規則で定める基準に該当する者に限る。)
- (3) 前号に掲げる者のほか、現に同居し、又は同居しようとする親族等がない者であって、市長が別に定める基準に該当するもの(所得が規則で定める基準に該当する者に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者は、特定公共賃貸住宅に入居することができない。

(入居の申込み及び決定)

第7条 特定公共賃貸住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を特定公共賃貸住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。

(入居者の選考)

第8条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき特定公共賃貸住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、抽選その他公正な方法により、入居者を決定する。

(入居補欠者)

第9条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を決定することができる。

2 市長は、入居決定者が特定公共賃貸住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居者を決定しなければならない。

(入居の手続)

第10条 特定公共賃貸住宅の入居決定者は、決定の通知のあった日から10日以内に次の各号に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 入居決定者と連帯保証人の連署する賃貸借契約を締結すること。その際、連帯保証人の承諾書を添付すること。
 - (2) 入居決定者が家賃債務保証業者(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第20条第2項に規定する家賃債務保証業者をいう。以下同じ。)のうち市長が指名するものと家賃に関する保証委託契約(入居決定者が、家賃債務保証業者に対し当該入居決定者の家賃債務(同項に規定する家賃債務をいう。)を保証することを委託する契約をいう。以下同じ。)を締結する場合は、前号の規定にかかわらず、当該契約を締結した上で、入居決定者の署名する賃貸借契約を締結すること。
 - (3) 第17条の規定により敷金を納付すること。
- 2 特定公共賃貸住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。
- 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による賃貸借契約書への連帯保証人の署名又は第1項第2号の規定による家賃債務保証業者との家賃に関する保証委託契約の締結を必要としないこととすることができる。
- 4 市長は、特定公共賃貸住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、特定公共賃貸住宅入居の決定を取り消すことができる。
- 5 市長は、特定公共賃貸住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対し、速やかに特定公共賃貸住宅の入居可能日を通知しなければならない。
- 6 特定公共賃貸住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から5日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

第11条 特定公共賃貸住宅の入居者は、当該特定公共賃貸住宅への入居の際に、同居した親族等以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第12条 特定公共賃貸住宅の入居者が、同居の親族等を残して死亡し、又は退去した場合において、当該同居の親族等が引き続き当該特定公共賃貸住宅に入居を希望するときは、当該同居の親族等は、市長の定めるところにより、入居の承継について市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により引き続き居住しようとする者(同居する者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(家賃の決定)

第13条 特定公共賃貸住宅の家賃は、法第13条第1項の規定により算出した額の範囲内で市長が定める。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 公営住宅との相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 特定公共賃貸住宅について改良を施したとき。

(家賃の減免等)

第14条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、市長が定めるところにより、家賃の減免、敷金の免除又は家賃若しくは敷金の徴収を猶予することができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第15条 市長は、入居者から第10条第5項の入居可能日から当該入居者が特定公共賃貸住宅を明け渡した日(第27条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第28条第1項による明渡しの請求のあったときは、明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

- 2 入居者は、毎月25日(月の中で明け渡した場合は、明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに特定公共賃貸住宅に入居した場合又は特定公共賃貸住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算とし、端数は切り上げるものとする。
- 4 入居者が第27条に規定する手続を経ないで特定公共賃貸住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(督促及び遅延損害金の徴収)

第16条 市長は、大船渡市債権管理条例(令和5年大船渡市条例第1号)の定めるところにより、家賃の督促及び遅延損害金の徴収を行うものとする。

(敷金)

第17条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において、敷金を徴収するものとする。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。

3 前項に規定する敷金は、入居者が特定公共賃貸住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 敷金には利子を付さない。

(敷金の運用等)

第18条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第19条 特定公共賃貸住宅(合併処理浄化槽を含む。)及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、市の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第20条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス及び水道の使用料

(2) 汚物及びごみの処理に要する費用

(3) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(4) 共同施設又は合併処理浄化槽の使用又は維持、運営に要する費用

(入居者の保管義務等)

第21条 入居者は、特定公共賃貸住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、特定公共賃貸住宅又は共同施設が滅失又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第22条 入居者が特定公共賃貸住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

第23条 入居者は、特定公共賃貸住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第24条 入居者は、特定公共賃貸住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該特定公共賃貸住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

第25条 入居者は、特定公共賃貸住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該特定公共賃貸住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。

3 第1項の承認を得ずに特定公共賃貸住宅を模様替えし、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

第26条 入居者は、騒音、振動、悪臭等により、他の入居者に迷惑をかけ、又は生活環境を乱す行為をしてはならない。

(住宅の検査)

第27条 入居者は、特定公共賃貸住宅を明け渡そうとするときは、当該明け渡そうとする日の5日前までに市長に届け出て、特定公共賃貸住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者が第25条の規定により特定公共賃貸住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡請求)

第28条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 家賃を3月以上滞納したとき。

- (3) 特定公共賃貸住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
 - (4) 正当な事由によらないで15日以上特定公共賃貸住宅を使用しないとき。
 - (5) [第21条](#)から[第26条](#)までの規定に違反したとき。
 - (6) その者又はその同居者が暴力団員であるとき。
- 2 [前項](#)の規定により特定公共賃貸住宅の明渡しを求めた入居者は、速やかに特定公共賃貸住宅を明け渡さなければならない。この場合において、入居者は、市長の定めるところにより、当該請求を受けた日の翌日から明け渡した日までの家賃の額の2倍に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (特定公共賃貸住宅監理員及び特定公共賃貸住宅管理人)
- 第29条 特定公共賃貸住宅監理員は、市長が市職員のうちから3人以内の範囲において任命する。
- 2 特定公共賃貸住宅監理員は、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、特定公共賃貸住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。
- 3 市長は、特定公共賃貸住宅監理員の職務を補助させるため、特定公共賃貸住宅管理人を置くことができる。
- 4 特定公共賃貸住宅管理人は、特定公共賃貸住宅監理員の指揮を受けて修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。
- 5 [前各項](#)に規定するもののほか、特定公共賃貸住宅監理員及び特定公共賃貸住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。
- (立入検査)
- 第30条 市長は、特定公共賃貸住宅の管理上必要があると認めるときは、特定公共賃貸住宅監理員若しくは市長の指定した者に特定公共賃貸住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。
- 2 [前項](#)の検査において、現に使用している特定公共賃貸住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該特定公共賃貸住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 [第1項](#)の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (意見聴取)
- 第31条 市長は、[第6条](#)、[第11条第2項](#)、[第12条第2項](#)及び[第28条第1項第6号](#)に該当する事由の有無について、大船渡警察署長の意見を聴くことができる。
- (指定管理者による管理)
- 第32条 特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理は、指定管理者([地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。
- (指定管理者の指定の手続)
- 第33条 特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理について、指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が定める日までに、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、[前項](#)の規定による申請があったときは、次に掲げる事項に照らして指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。
- (1) 利用者の平等な利用が確保されること。
 - (2) 特定公共賃貸住宅及び共同施設の設置の目的が効果的かつ効率的に達成されること。
 - (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
 - (4) 特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理を継続して適正かつ確実に行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (指定等の告示)
- 第34条 市長は、[前条第2項](#)の規定により指定管理者を指定したとき又は[地方自治法第244条の2第11項](#)の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。
- (変更の届出)
- 第35条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、[前項](#)の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示するものとする。
- (管理の基準)
- 第36条 指定管理者が行う特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理の基準は、次のとおりとする。
- (1) [法](#)、[公営住宅法](#)、[地方自治法](#)、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、適正に管理すること。
 - (2) 取得した個人情報等を適正に管理すること。
- (指定管理者の業務)
- 第37条 指定管理者の業務は、次のとおりとする。
- (1) 特定公共賃貸住宅の入居及び退去の手続に関する業務
 - (2) 特定公共賃貸住宅及び共同施設の維持管理に関する業務
 - (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関し市長が必要と認める業務

(事業報告書の提出)

第38条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、特定公共賃貸住宅及び共同施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日までの期間について、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 利用状況に関する事項
- (3) 経理の状況に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(罰則)

第39条 市長は、入居者が詐欺その他不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料を科する。

(補則)

第40条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年11月15日から施行する。
- 2 三陸町の編入の日(以下「編入日」という。)前に旧三陸町特定公共賃貸住宅条例(平成9年三陸町条例第21号。以下「旧三陸町条例」という。)の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 3 編入日前に旧三陸町条例の規定に基づき入居の決定を受けた者の当該決定に係る家賃については、旧三陸町条例の例による。

附 則(平成18年3月20日条例第14号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月17日条例第7号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(大船渡市特定公共賃貸住宅条例の一部改正に伴う経過措置)
- 8 第2条の規定による改正後の大船渡市特定公共賃貸住宅条例(以下「改正後の特定住宅条例」という。)第28条第1項第6号の規定は、施行日以後に改正後の特定住宅条例第7条第2項の規定による入居の決定を受けた者、改正後の特定住宅条例第11条第1項の規定による同居の承認を得て同居する者及び改正後の特定住宅条例第12条第1項の規定による入居の承継の承認を得た者について適用する。
- 9 施行日前に第2条の規定による改正前の大船渡市特定公共賃貸住宅条例(以下「改正前の特定住宅条例」という。)第7条第2項の規定による入居の決定を受けた者が暴力団員であることが判明したときは、改正後の特定住宅条例第28条第1項の適用がある場合を除き、市長は、当該決定を受けた者に対して、特定公共賃貸住宅の明渡しを勧告をすることができる。
- 10 施行日前に改正前の特定住宅条例第7条第2項の規定による入居の決定を受けた者が暴力団員と同居していることが判明したときは、改正後の特定住宅条例第28条第1項の適用がある場合を除き、市長は、当該決定を受けた者に対して、当該暴力団員を退去させる措置をとることを勧告をすることができる。
- 11 市長は、前2項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に対して、特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。
- 12 前3項の規定にかかわらず、施行日前に改正前の特定住宅条例第7条第2項の規定による入居の決定を受けた者又はその同居者が暴力団員である場合であって、他の入居者に著しい被害が生ずるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められるときは、市長は、当該決定を受けた者に対して、特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。
- 13 前2項の規定による明渡しの請求については、改正後の特定住宅条例第28条第2項の規定を準用する。

附 則(平成25年12月17日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。(後略)
(事前手続)
- 2 第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定による指定管理者の指定の手続及び当該指定の告示は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和2年3月19日条例第16号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月15日条例第5号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月14日条例第20号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

建設年度	団地名	構造別	戸数	位置
平成8年度	横石	木造平家建	2	大船渡市三陸町吉浜字横石212番地
平成13年度	野形	木造2階建	3	〃 三陸町綾里字坂本29番地

(趣旨)

第1条 この規則は、大船渡市特定公共賃貸住宅条例(平成13年大船渡市条例第42号。以下「条例」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入居者の所得基準等)

第2条 条例第6条第1項各号の規則で定める基準は、158,000円以上487,000円以下とする。ただし、158,000円に満たない場合であっても、所得の上昇が見込まれる者にあつては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次項第1号に該当する場合における条例第6条第1項第2号の規則で定める基準は、487,000円以下とする。

3 条例第6条第1項第2号の特別な事情がある場合は、次のとおりとする。

(1) 災害により住宅を失った場合

(2) 不良住宅の撤去により住宅を失った場合

(3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第15号の規定に基づく公営住宅立替事業により公営住宅が除却された場合

(4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴い、住宅が除却された場合

(5) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条の規定に基づく特定公共事業の執行に伴い住宅が除却された場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特別な事情があると認める場合

(入居の申込み)

第3条 条例第7条の規定により入居しようとする者は、特定公共賃貸住宅入居申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、所得の額及び納税の額を証する書類を添えなければならない。

3 市長は、前2項の書類のほか特に必要と認める場合は、入居者の資格条件を具備する者であることを証する書類を提出又は提示をさせることができる。

(入居の決定)

第4条 市長は、条例第7条第2項の規定により入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し、特定公共賃貸住宅入居決定書(様式第2号)により通知するものとする。

(入居の手続)

第5条 入居決定者は、条例第10条第1項第1号の規定による入居の手続をする場合は、賃貸借契約書(様式第3号)を取り交わすとともに、連帯保証人の承諾書(様式第4号)に連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得の額を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 入居決定者は、条例第10条第1項第2号の規定による入居の手続をする場合は、次条及び第7条の規定にかかわらず、賃貸借契約書(様式第3号の2)を取り交わすとともに、同条第3項に規定する特別な事情があると認められる者を除き、家賃債務保証業者(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第20条第2項に規定する家賃債務保証業者をいう。以下同じ。))のうち市長が指定するものと家賃に関する保証委託契約(入居決定者が、家賃債務保証業者に対し当該入居決定者の家賃債務(同項に規定する家賃債務をいう。))を保証することを委託する契約をいう。)を締結したことを証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 連帯保証人は、市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認めるものでなければならない。

2 連帯保証人が保証する債務の極度額は、連帯保証人となる時点の家賃の25月分に相当する金額とする。

3 市長は、連帯保証人から請求があった場合は、入居者の債務について、不履行の有無その他の民法(明治29年法律第89号)第458条の2に定める事項に関する情報を提供しなければならない。

(連帯保証人の変更)

第7条 入居者は、連帯保証人に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合は、特定公共賃貸住宅連帯保証人変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を得て、連帯保証人請書(様式第6号)を提出しなければならない。

(1) 市外に住所を移転し、又は住所が不明になったとき。

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 失業その他の事情により保証能力を著しく減少させるような事態が生じたとき。

(4) 死亡したとき。

- (5) 連帯保証人が前条第2項の極度額まで保証したとき。
- (6) その他連帯保証人を変更しなければならない事由が生じたとき。
- 2 前項の請書には、連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得の額を証明する書類を添えなければならない。
(入居可能日の通知)
- 第8条 条例第10条第5項の規定による入居可能日の通知は、特定公共賃貸住宅入居可能日通知書(様式第7号)により行うものとする。
(同居の承認)
- 第9条 条例第11条の規定により入居者が同居した親族等以外の者を同居させようとするときは、特定公共賃貸住宅同居承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、特定公共賃貸住宅同居承認書(様式第9号)を交付するものとする。
(親族の異動)
- 第10条 入居者は、出生、死亡、婚姻、転出入等により同居する親族に異動があったときは、速やかに同居親族異動届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。
(入居の承継の承認)
- 第11条 条例第12条の規定により入居の承継を希望する者は、承継事由発生後、速やかに、特定公共賃貸住宅入居承継申請書(様式第11号)を市長に提出し、承認を得なければならない。
- 2 市長は、前項の承認をしたときは、特定公共賃貸住宅入居承継承認書(様式第12号)を交付するものとする。
(家賃)
- 第12条 条例第13条の規定による住宅家賃は、別表のとおりとする。
(家賃の減免基準)
- 第13条 条例第14条の規定による家賃の減免は、次に掲げる表の左欄各号に定める区分に応じた表の右欄の額の範囲内において行うものとし、その減免期間は1年以内とする。

減免対象となる者の収入その他の状況	減免の範囲
(1) <u>条例第14条第1号</u> 該当 ア <u>生活保護法</u> による保護を受けている場合 イ 収入(<u>生活保護法</u> に基づいて認定した収入をいう。以下この条において同じ。)が失職その他の事情により、引き続き6月以上減少し、かつ、 <u>生活保護法</u> による保護基準月額(以下「基準額」という。)以下の場合 ウ 収入が失職その他の事情により、引き続き6月以上減少し、かつ、基準額を超え、その超えた額が家賃額に満たない場合	<u>生活保護法</u> による住宅扶助基準月額までの減除 基準額を超えた額までの減額
(2) <u>条例第14条第2号</u> 該当 入居者又は同居者が疾病にかかり、収入から医療費を控除した額が基準額以下であり、かつ、その状況が6月以上継続する場合	市長が療養に要すると認定した費用額を収入から控除した額を収入とみなし、第1号イ又はウの場合に準じ、免除又は基準額を超えた額までの減額
(3) <u>条例第14条第3号</u> 該当 災害により容易に回復しがたい損害を受けたと市長が認めた場合	市長が認定した損害を収入から控除した額を収入とみなし、第1号イ又はウの場合に準じ、免除又は基準額を超えた額までの減額
(4) <u>条例第14条第4号</u> 該当 その他前3号左欄に準ずる特別の事情があると市長が認めた場合	前3号左欄に定める区分に応ずる右欄の減免の範囲に準じ、市長が定める額までの減額

- (家賃の減免又は徴収猶予の申請)
- 第14条 条例第14条の規定により家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、特定公共賃貸住宅家賃減免(徴収猶予)申請書(様式第13号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 市長は、前項の承認をしたときは、特定公共賃貸住宅家賃減免(徴収猶予)承認書(様式第14号)を交付するものとする。
(修繕費用の負担)
- 第14条の2 条例第19条第1項の規定による入居者が負担する修繕に要する費用は、畳の表替え、破損ガラスの取替え、ふすまの張り替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用とする。
(不在の届出)
- 第15条 入居者は、条例第22条の規定により特定公共賃貸住宅を引き続き15日以上使用しないときは、特定公共賃貸住宅不在届出書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(用途変更等の承認)

第16条 入居者は、[条例第24条ただし書](#)の規定により特定公共賃貸住宅の用途変更等について承認を得ようとするときは、特定公共賃貸住宅用途変更(模様替・増築)承認申請書([様式第16号](#))を市長に提出しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の規定による申請を承認したときは、特定公共賃貸住宅用途変更(模様替、増築)承認書([様式第17号](#))を交付するものとする。

(特定公共賃貸住宅の明渡し等)

第17条 入居者は、特定公共賃貸住宅を明け渡そうとするときは、特定公共賃貸住宅明渡届([様式第18号](#))を市長に提出しなければならない。

2 入居者は、[条例第17条第3項](#)の規定により敷金の還付を受けようとするときは、[条例第27条](#)の規定により検査を受けた後、特定公共賃貸住宅敷金還付請求書([様式第19号](#))を市長に提出しなければならない。

(立入検査員の証)

第18条 [条例第30条第3項](#)に規定する証票は、立入検査員の証([様式第20号](#))によるものとする。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年11月15日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第46号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月30日規則第67号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第27号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月17日規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月20日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月28日規則第73号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(令和2年3月19日規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に締結された保証契約に係る保証債務については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月15日規則第11号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月14日規則第14号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第12条関係)

建設年度	団地名	構造	戸数	家賃 (1戸月額)	位置
平成8年度	横石	木造平家 建	2	40,000円	大船渡市三陸町吉浜字横石212番地
平成13年度	野形	木造2階 建	3	42,000円	大船渡市三陸町綾里字坂本29番地

様式第1号(第3条関係)

特定公共賃貸住宅入居申込書

年 月 日

大船渡市長 様

申込者 住 所
氏 名
電話番号
個人番号

次のとおり特定公共賃貸住宅の入居を申し込みます。
また、申込者及び入居しようとする親族等は暴力団員でないことを誓約するとともに、入居決定者として決定する場合において、暴力団員でないことを確認するために、市長が大船渡警察署長に照会することに同意します。
なお、この申込書の内容が事実と相違するときは、入居の決定を取り消されても異議ありません。

入居しようとする親族等				
続 柄	氏 名	生 年 月 日	個 人 番 号	職 業（勤 務 先）
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

備考

- 1 収入の額を証する書類として、所得証明書等を添付して下さい。（年末調整、確定申告、住民税申告をしている等、大船渡市から所得証明書の交付を得られる場合を除きます。）
- 2 大船渡市特定公共賃貸住宅条例及び大船渡市特定公共賃貸住宅条例施行規則が契約内容となります。

様式第2号(第4条関係)
特定公共賃貸住宅入居決定書

年 月 日

住 所
氏 名 様

大船渡市長 印

審査選考の結果、次のとおり特定公共賃貸住宅に入居することを決定します。

記

- 1 住 宅 名 特定公共賃貸住宅 団地 第 号
2 使 用 料 金 月額 円
3 入居手続期限 年 月 日
4 同 居 家 族

区分	続 柄	氏 名	生 年 月 日
1			年 月 日
2			年 月 日
3			年 月 日
4			年 月 日
5			年 月 日

様式第3号(第5条関係)

賃 貸 借 契 約 書

特定公共賃貸住宅の賃貸借について、賃貸人大船渡市（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

記

(契約の締結)

第1条 甲は、その所有する次の特定公共賃貸住宅（以下「住宅」という。）を乙に賃貸する。

住 宅 の 所 在 地	大船渡市	町字	番地
団地名及び住宅番号	特定公共賃貸住宅	団地 第	号

(使用目的)

第2条 乙は、居住のみを目的として住宅を使用しなければならない。

(家賃)

第3条 乙は、大船渡市特定公共賃貸住宅条例（以下「条例」という。）第13条の規定により決定された家賃を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、前項の家賃を毎月25日までに、甲の発行する納入通知書により、指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に納入しなければならない。
- 3 住宅の使用期間が1月に満たないときの家賃は、条例第15条第3項の規定により日割計算とする。

(敷金)

第4条 甲は、本契約から生じる債務の担保として、入居時における家賃の3か月分を敷金として乙から徴収することとする。

- 2 乙が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、甲は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、乙は甲に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。
- 3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 敷金には利子をつけない。

(禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、甲の承認なしに次の行為を行ってはならない。

- (1) 住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡すること。
- (2) 住宅に他の者を同居させること。
- (3) 住宅を他の用途に使用すること。
- (4) 住宅を増築し、又は模様替しその他原状を変更しようとする事。

(修繕)

第6条 畳の表替え、破損ガラスの取替え、ふすまの張り替え等の軽微な修繕及び給水栓、電気設備その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は、乙の負担とする。

2 前項以外の箇所でも、乙の責めに帰する事由によって生じた修繕は、甲の選択に従い、乙が費用を負担して修繕するものとする。

(入居者の費用負担義務)

第7条 次に掲げる費用は、乙の負担とする。

- (1) 電気、ガス及び水道の使用料
- (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
- (3) 共同施設又は合併処理浄化槽の使用又は維持、運営に要する費用

(入居者の保管義務)

第8条 乙は、住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 乙の責めに帰すべき理由により、住宅又は共同施設が滅失又は毀損したときは、乙が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

3 乙は、甲の許可なく住宅内において犬猫等の動物の飼育をしてはならない。

4 乙は、住宅内及びその敷地内において犬猫等の動物の餌付けをしてはならない。

(長期未使用期間の届出)

第9条 乙は、住宅を引き続き15日以上使用しないときは、条例第22条の規定により甲に届け出るものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合において、乙に対し、当該住宅の明渡しを請求する。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 正当な理由によらないで、家賃等を3月以上滞納したとき。
- (3) 住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。
- (5) その者又はその同居者が暴力団員であるとき。
- (6) 甲の許可なく住宅内において犬猫等の動物の飼育をしたとき。
- (7) 住宅内及びその敷地内において犬猫等の動物の餌付けをしたとき。
- (8) その他本契約条項及び条例に違反したとき。

2 乙は、前項の規定により明渡しを請求を受けたときは、速やかに甲に明け渡すものとし、条例第28条の規定により、明渡しを請求を受けた日の翌日から明け渡した日までの家賃相当額の2倍に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

(明渡し)

第11条 乙は、契約を解除し、住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに甲に届けて検査を受けるものとする。

2 乙は、前項の検査を受けるときまでに、甲の承認を得て行った増築等は、乙の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

3 乙は、住宅を明け渡すときには、畳の表替え、ふすまの張り替え及び障子の張り替えを乙の費用で行わなければならない。

(立入り)

第12条 甲は、住宅の防火、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、住宅内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することとはできない。

3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、住宅内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

(連帯保証人)

第13条 連帯保証人は、乙がこの契約により甲に対して負担する一切の債務につき、極度額の範囲内で乙と連帯して履行の責めを負うものとする。

2 前項の極度額は、連帯保証人となる時点における乙の家賃の25月分とする。

3 甲は、連帯保証人から請求があった場合は、乙の債務について、不履行の有無その他の民法（明治29年法律第89号）第458条の2に定める事項に関する情報を提供しなければならない。

4 連帯保証人に対する履行の請求は、乙に対してもその効力を生ずるものとする。

5 乙は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、直ちに甲に届け出て連帯保証人の変更手続をするものとする。

（1）市外に住所を移転し、又は住所が不明になったとき。

（2）後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

（3）保証能力を著しく減少させるような事態が発生したとき。

（4）死亡したとき。

（5）連帯保証人が第2項の極度額まで保証したとき。

（法令遵守）

第14条 甲及び乙は、大船渡市特定公共賃貸住宅条例及び大船渡市特定公共賃貸住宅条例施行規則を遵守するものとする。

（協議）

第15条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 大船渡市長 印

乙 住 所

氏 名 印

連帯保証人 住 所

氏 名 印

様式第3号の2（第5条関係）

賃 貸 借 契 約 書

特定公共賃貸住宅の賃貸借について、賃貸人大船渡市（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

記

（契約の締結）

第1条 甲は、その所有する次の特定公共賃貸住宅（以下「住宅」という。）を乙に賃貸する。

住 宅 の 所 在 地	大船渡市	町字	番地
団地名及び住宅番号	特定公共賃貸住宅	団地 第	号

（使用目的）

第2条 乙は、居住のみを目的として住宅を使用しなければならない。

（家賃）

第3条 乙は、大船渡市特定公共賃貸住宅条例（以下「条例」という。）第13条の規定により決定された家賃を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、前項の家賃を毎月25日までに、甲の発行する納入通知書により、指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に納入しなければならない。
- 3 住宅の使用期間が1月に満たないときの家賃は、条例第15条第3項の規定により日割計算とする。

（敷金）

第4条 甲は、本契約から生じる債務の担保として、入居時における家賃の3か月分を敷金として乙から徴収することとする。

- 2 乙が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、甲は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、乙は甲に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。
- 3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 敷金には利子をつけない。

(禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、甲の承認なしに次の行為を行ってはならない。

- (1) 住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡すること。
- (2) 住宅に他の者を同居させること。
- (3) 住宅を他の用途に使用すること。
- (4) 住宅を増築し、又は模様替しその他原状を変更しようとする事。

(修繕)

第6条 畳の表替え、破損ガラスの取替え、ふすまの張り替え等の軽微な修繕及び給水栓、電気設備その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は、乙の負担とする。

2 前項以外の箇所でも、乙の責めに帰する事由によって生じた修繕は、甲の選択に従い、乙が費用を負担して修繕するものとする。

(入居者の費用負担義務)

第7条 次に掲げる費用は、乙の負担とする。

- (1) 電気、ガス及び水道の使用料
- (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
- (3) 共同施設又は合併処理浄化槽の使用又は維持、運営に要する費用

(入居者の保管義務)

第8条 乙は、住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 乙の責めに帰すべき理由により、住宅又は共同施設が滅失又は毀損したときは、乙が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

3 乙は、甲の許可なく住宅内において犬猫等の動物の飼育をしてはならない。

4 乙は、住宅内及びその敷地内において犬猫等の動物の餌付けをしてはならない。

(長期未使用期間の届出)

第9条 乙は、住宅を引き続き15日以上使用しないときは、条例第22条の規定により甲に届け出るものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合において、乙に対し、当該住宅の明渡しを請求する。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 正当な理由によらないで、家賃等を3月以上滞納したとき。
- (3) 住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。
- (5) その者又はその同居者が暴力団員であるとき。
- (6) 甲の許可なく住宅内において犬猫等の動物の飼育をしたとき。
- (7) 住宅内及びその敷地内において犬猫等の動物の餌付けをしたとき。
- (8) その他本契約条項及び条例に違反したとき。

2 乙は、前項の規定により明渡しの請求を受けたときは、速やかに甲に明け渡すものとし、条例第28条の規定により、明渡しの請求を受けた日の翌日から明け渡した日までの家賃相当額の2倍に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

(明渡し)

第11条 乙は、契約を解除し、住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに甲に届けて検査を受けるものとする。

2 乙は、前項の検査を受けるときまでに、甲の承認を得て行った増築等は、乙の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

3 乙は、住宅を明け渡すときには、畳の表替え、ふすまの張り替え及び障子の張り替えを乙の費用で行わなければならない。

(立入り)

第12条 甲は、住宅の防火、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、住宅内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することとはできない。

3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、住宅内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

(法令遵守)

第13条 大船渡市特定公共賃貸住宅条例及び大船渡市特定公共賃貸住宅条例施行規則を遵守するものとする。

(協議)

第14条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、
甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を
保有する。

年 月 日

甲 大船渡市長 印

乙 住 所
氏 名 印

様式第4号(第5条関係)
連 帯 保 証 人 の 承 諾 書

大船渡市長 様

今般、 が特定公共賃貸住宅に入居するに際し、私が同人の連帯保証人
となることを承諾します。

万一、本人において家賃の滞納その他契約不履行がある場合は、本承諾時の家賃の25
月分の範囲内で、私が直ちに弁済します。

年 月 日

住 所
氏 名 印
電話番号
勤務先
入居者との関係

様式第 5 号（第 7 条関係）
特定公共賃貸住宅連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

大船渡市長 様

申請人
特定公共賃貸住宅 団地 第 号
氏 名 印

連帯保証人の変更について、下記のとおり申請します。

記

現連帯保証人	住 所			
	氏 名			
新連帯保証人	住 所			
	氏 名		電話番号	
	勤 務 先		入居者との関係	
新連帯保証人の収入及び資産状況				

様式第 6 号（第 7 条関係）

連 帯 保 証 人 請 書

年 月 日

大船渡市長 様

連帯保証人
住 所
氏 名 印

記

団地名・住宅番号	特定公共賃貸住宅	団地 第 号
入 居 者 住 所		
入 居 者 氏 名		

上記入居者の連帯保証人として、次の条件を誠実に厳守し、義務を履行することをお
請けします。

- 1 入居者とともに連帯責任を有することを承認し、万一家賃の滞納その他契約不履行
がある場合は、本承認時の家賃の25月分の範囲内で、直ちに弁済すること。
- 2 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、大船渡市特定公共賃貸住宅条例等の
規定を厳守すること。

様式第7号（第8条関係）

特定公共賃貸住宅入居可能日通知書

第 号
年 月 日

様

大船渡市長 印

特定公共賃貸住宅への入居日を下記のとおり通知します。

記

住宅名及び住宅番号	特定公共賃貸住宅 団地 第 号
住 宅 の 所 在 地	
入 居 指 定 日	年 月 日

備考

- 1 指定日までに入居できない事情があるときは、その旨を申し出てください。
- 2 指定日から5日以内に正当な理由がなく入居しないときは、入居の決定を取り消す場合があります。

様式第8号 (第9条関係)

特定公共賃貸住宅同居承認申請書

年 月 日

大船渡市長 様

申請人

特定公共賃貸住宅 団地 第 号

氏 名

次の者を同居させたいので承認くださるよう申請します。

なお、その者が暴力団員でないことを誓約し、暴力団員でないことを確認するため、市長が大船渡警察署長に照会することに同意します。

同居しようとする者の氏名	申請人との関係	生年月日	現住所	勤務先は又学校名	扶養義務	収入月額
					有・無	
					有・無	
					有・無	

同居申請の理由

様式第9号（第9条関係）

特定公共賃貸住宅同居承認書

第 号
年 月 日

特定公共賃貸住宅 団地 第 号
様

大船渡市長 印

年 月 日付けで申請のあった同居については、下記のとおり承認します。

記

1 同居人氏名	
2 使用室の間取り	畳
3 同居期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 条 件	申請人が退去するときは、同居人も必ず同時に退去すること。

様式第10号（第10条関係）

同 居 親 族 等 異 動 届

年 月 日

大船渡市長 様

申請人

特定公共賃貸住宅 団地 第 号

氏 名

同居親族等の異動について、下記のとおり届け出ます。

記

異動者氏名	続 柄	年 齢	異動の内容	異動年月日	異 動 の 理 由
			同居・退去		
			同居・退去		
			同居・退去		
			同居・退去		
			同居・退去		
備考					

様式第11号（第11条関係）

特定公共賃貸住宅入居承継申請書

年 月 日

大船渡市長 様

特定公共賃貸住宅 団地第 号
申請者（承継人） 氏名 印

次のとおり特定公共賃貸住宅の入居の承継を希望したいので申請します。
なお、申請者及び承継する親族等が暴力団員でないことを誓約し、暴力団員でないことを確認するために、市長が大船渡警察署長に照会することに同意します。

記

承 継 す る 親 族 等	続 柄	氏 名	年 齢	職 業	収 入 月 額
	本 人				
承継を希望する理由					

備考

- 1 所得の額及び納税の額を証明する書面を添付してください。
- 2 大船渡市特定公共賃貸住宅条例及び大船渡市特定公共賃貸住宅条例施行規則が契約内容となります。

様式第12号（第11条関係）

特定公共賃貸住宅入居承継承認書

第 号
年 月 日

様

大船渡市長 印

年 月 日付けで申請のあった特定公共賃貸住宅入居承継について、次のとおり承認します。

記

- 1 団地名・住宅番号 特定公共賃貸住宅 団地第 号
- 2 住 宅 の 所 在 地
- 3 承 継 手 続

年 月 日までに申請人の印鑑（連帯保証人がいる場合は、申請人及び連帯保証人の印鑑）を用意の上、名義変更その他の手続を完了して下さい。なお、指定日までに手続を完了しない場合は、承認を取り消す場合がありますので申し添えます。

様式第13号（第14条関係）

特定公共賃貸住宅家賃減免（徴収猶予）申請書

年 月 日

大船渡市長 様

申請人

特定公共賃貸住宅 団地 第 号

氏 名

下記理由により特定公共賃貸住宅の家賃の減免（徴収猶予）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

理由

様式第14号（第14条関係）

特定公共賃貸住宅家賃減免（徴収猶予）承認書

第 号
年 月 日

特定公共賃貸住宅 団地 第 号
様

大船渡市長 印

年 月 日付けで申請のあった家賃減免（徴収猶予）については、下記
のとおり承認します。

記

様式第15号（第15条関係）

特定公共賃貸住宅不在届出書

年 月 日

大船渡市長 様

届出人

特定公共賃貸住宅 団地 第 号

氏 名

下記のとおり不在となるので届け出ます。

記

1 不在の期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 不在の理由	

様式第16号（第16条関係）
特定公共賃貸住宅用途変更（模様替・増築）承認申請書

年 月 日

大船渡市長 様

申請人
特定公共賃貸住宅 団地 第 号
氏 名

次のとおり用途変更（模様替・増築）したいので承認願いたく申請します。
なお、施工に際しては住宅に損害を与えないこと、並びに退去のときは原状に復するか又は市長の承認を受けて無償提供し、申請部分について権利金その他一切の権利は設定しないことを誓約します。

記

申請理由			規模又は構造	仕様の概要
施工期間	承認から 日間		・別紙設計図面のとおり	

様式第17号（第16条関係）

特定公共賃貸住宅用途変更（模様替・増築）承認書

第 号
年 月 日

特定公共賃貸住宅 団地 第 号
様

大船渡市長 印

年 月 日付けで申請のあった用途変更（模様替・増築）については、
下記の条件を付して承認します。

記

- 1 承認の条件 申請者が退去するときは原状に復するか、市に無償で提供し、申請部分について権利金その他一切の権利は設定しないこと。
- 2 用途変更（模様替・増築）の規模及び構造

様式第18号（第17条関係）

特 定 公 共 賃 貸 住 宅 明 渡 届

年 月 日

大船渡市長 様

届出人

特定公共賃貸住宅 団地 第 号
氏 名 印

下記のとおり住宅を明け渡したいので、届け出ます。

記

1 明渡予定年月日	年 月 日
2 移 転 先 住 所	
3 用途変更・模様替 ・ 増 築 の 処 置	

担当課記入欄

住宅の検査日 年 月 日 午前・午後 時 分

退去立会人

検査員職氏名 印

様式第19号（第17条関係）

特定公共賃貸住宅敷金還付請求書

年 月 日

大船渡市長 様

住 所
氏 名

年 月 日に特定公共賃貸住宅 団地 第 号を退去したので、
年 月 日に納付した敷金を還付されるよう請求します。

金 円也

〔振込先〕金融機関名		
口座種別	普通	・ 当座
口座番号		

※ 通帳名義人は請求者本人であること。

様式第20号（第18条関係）

（表面）

第 号	契 印
立 入 検 査 員 の 証	
所 属	
職 名	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、大船渡市特定公共賃貸住宅条例第30条の規定により、特定公共賃貸住宅の検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
大船渡市長	印

備考 用紙の大きさ：縦6cm 横9cm

（裏面）

1	この証は、特定公共賃貸住宅の検査を行う場合には必ず携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。
2	検査員は、住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該特定公共賃貸住宅の入居者の承認を得なければならない。
3	この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4	この証を紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
5	検査員を免ぜられたときは、この証を市長に返納しなければならない。